

近世前期南関東における 家の成立と地親類

——武蔵国多摩郡連光寺村——

福田 アジオ

はじめに

1. 地域と史料
2. 連光寺郷の構造
 - (1) 村落の開発
 - (2) 慶長3年検地と連光寺郷
3. 近世村落連光寺の展開過程
 - (1) 戸数の変化と階層構成
 - (2) 家と家成員
 - (3) 連光寺村の構成
4. 家の成立過程と分割相続

——馬引沢を中心として——

- (1) 家数増加の内容
 - (2) 慶長検地帳における馬引沢
 - (3) 近世村落としての馬引沢
 - (4) 田畑分割による家の成立
5. 馬引沢の村落構成と互助組織
 - (1) 村落機構
 - (2) 生活互助組織
 - (3) 互助組織の歴史的 성격
 6. 要約
-

はじめに

戦後の日本近世史研究の成果とされる、近世成立期におけるいわゆる「小農」の自立とか「小農」の満面開花とはいかなる実態をさしているのかを検討することが本稿の課題である。すでに前稿「近世前期南関東における分割相続と家」⁽¹⁾で武蔵国久良岐郡永田村を事例にして明らかにしたように、17世紀を通して展開した家の成立過程は、奴隷的労働力としての下人が土地と結び付いて百姓に成長するというコースはほとんど見られず、基本的には天正検地で確認された百姓が田畑・屋敷をほぼ均等に分割しあう形で家数を増大させたものであった。そして、その成立してきた家々は互いに等量負担を原則とする村落組織および生活互助組織を作り出した。系譜関係を基礎にした2軒の相互関係としての相地は形成されても、本家・分家の庇護奉仕の関係である同族団は成立しなかった。

本稿は、以上のような永田村において確認された現象が南関東ではごく一般的であったかどうかを検証するために、武蔵国多摩郡連光寺村を取り上げて、17世紀にお

1. 地域と史料

る百姓の家の成立過程を分析するものであるが、特に前稿では充分に実証的に論じることができなかった家々の成立過程がいかなる社会関係を形成させることになったかという問題を明らかにしようとするものである。

その方法は、前稿と同様に、分析対象地域に伝存する文書史料の分析が中心であるが、併せて今日行われている民俗の調査・分析も行う。現在伝承されている民俗をその伝承されている地域において相互連関するものとして把握し、その相互連関性のなかから歴史を析出しようとする。家々の成立過程が形成した諸社会組織が基本的枠組として地域の中核に存在し、その後の条件の変化が次から次へ新しい社会組織を作り、追加してきたものと考え、現行の民俗の分析によってその民俗の堆積過程を明らかにし、家々の成立過程に迫ろうとする。そのことによって、文書史料の分析ではほとんど何も分からない近世前期の社会組織や社会関係の実像が浮かび上がってくるのである。

1. 地域と史料

かつての武蔵国多摩郡連光寺村は現在の東京都多摩市連光寺である。連光寺はここ20年程の間に急速にベッドタウン化し、丘陵はブルドーザーによって切り崩され、水田は埋められて、農業集落としての景観はほとんど完全に失われてしまった地域である。一昔前までの連光寺は、北部に多摩川が流れ、その南側には多摩丘陵がいくつもの浸食谷をかかえながら多摩川に向かって張り出しており、その景色も勝れたものであった。

連光寺は、北は多摩川、南はほぼ京王相模原線にはさまれた広大な地域である。1955年以前は、さらにこれに加えて多摩川の北側の低地も連光寺であり、そこにも古くから農業集落があった。したがって、連光寺の北部を多摩川が横断していたことになる。これでは行政上不便なため、多摩川の北側の部分は分離し、府中市に編入された。この部分を含めた連光寺は、かつては水田39町歩、畑69町歩という広さであった。⁽²⁾

連光寺は四つの集落によって構成されていた。中心は本村と呼ばれ、ほぼ中央部にあり、最大の規模の集落であった。これに対し、丘陵を越えた南側の浸食谷の谷壁に家々が連なっている馬引沢、丘陵を東に登って高台に出た所にある舟郷（船ヶ台）、そして多摩川を渡った北側の下河原がある（図1参照）。このうち下河原は、すでに述べたように、現在は府中市に帰属している。この下河原ももともとは多摩川の南岸

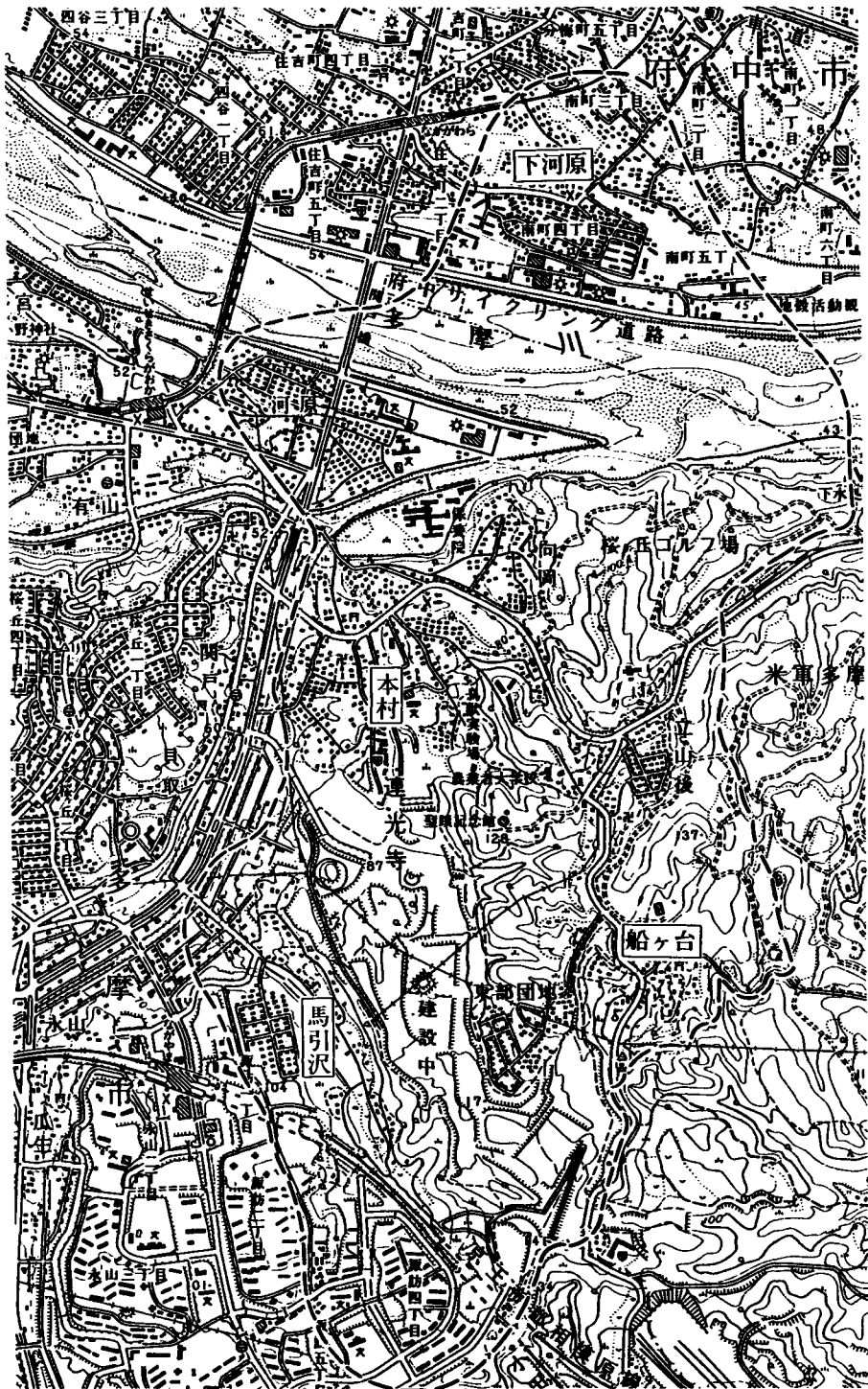


図1 連光寺の現状（2万5千分の1地形図武蔵府中，1980）

2. 連光寺郷の構造

にあったが、寛保2年（1742）の大洪水で多摩川の流路が変わり、家・屋敷が流失したため、新しい流路の北側に新たに集落を作った⁽³⁾。その結果、他の集落との間を多摩川によって切断されたのである。

これらの4集落のうち、戦後最初に住宅地化が進んだのは本村の周辺で、本村の前面の低地も背後の丘陵も早い時期に田畑がほとんど見られなくなってしまった。次いでその動向は下河原や舟郷に及んだ。馬引沢は、それらに比較して住宅地化は遅れ、1960年代にはまだ完全な農村であった。ところが、多摩ニュータウン計画の区域に組み込まれたことで、この10年余りの間に急速に変化し、丘陵は大規模な住宅団地となり、集落と水田のあった谷も区画整理され、住宅用地になってしまった。すでに水田は1筆もないし、畑もほとんどない。しかし、未だかつての農家が大きな屋敷を構えて並び、新しい住宅とは混在していないので、農業集落としての景観を僅かに残している。

この4集落は単に家屋の集合しているという地理的なまとまりとしての集落ではない。それぞれが社会的意味を持つ村落として存在してきた。したがって、連光寺は、その内部に四つの村落があったのである。支配単位としての連光寺村を文書史料によって分析しつつ、それを通して村落を把握するよう努めることになる。その村落としての分析対象地域は、なお少しは農業集落的景観を保っている馬引沢とする。

今回利用する史料は、全て近世に連光寺村名主を世襲した富沢家およびその分家の文書であり、いずれも国文学研究資料館史料館の所蔵である⁽⁴⁾。この連光寺村を対象にして近世史の分析をした成果としては安沢秀一の一連の研究がある⁽⁵⁾。本稿が対象とする17世紀について特に集中して分析しており、学ぶべき点が多い。しかし、以下で利用する史料および図表等は、注記したもの以外は全て筆者が直接筆写・作成したものである。

2. 連光寺郷の構造

（1）村落の開発

多摩丘陵の中へ分け入った浸食谷と、そこから流れ出てきた水が別の谷からの水と合流して乞田川、大栗川となり、比較的広い低地を形成して多摩川の低地に連なっているが、このような自然景観はやはり相当古くに開発された可能性を示している。現在知ることができるもっとも古い連光寺に関する記録は『吾妻鏡』であるが、それは「治承五年四月廿五日、小山田三郎重成聊背御意之間成怖畏籠居是以武蔵多摩郡内吉

富井一宮連光寺等注加所領之内⁽⁶⁾」とあり、すでに鎌倉時代には所領の対象として存在したことを示している。しかし、現在の連光寺の内部からはそのようなことは伝えていない。明治20年前後作成と思われる『連光寺村誌』という筆写本によれば、「北条氏此辺ノ山野ヲ以テ牧場トナシ軍馬ヲ飼養ス陣屋ヲ構ヘ牧士ヲ置ク是ヲ赤坂駒飼場ノ陣屋ト称ス永禄三年庚申春今川氏ノ旗下富沢修理政本五百ノ兵士ヲ率相勅矢倉沢ヨリ出テ武州八王子及日野ヲ経テ多磨川ノ北岸青柳島ニ陣シ駒飼場ノ陣屋ヲ攻ントス守将飯尾監物深沢新蔵荒川外記及馬士別当波多奎富永弥六等堅ク守テ出ス政本夜ニ集シ筏ヲ連テ橋トナシ多磨川ヲ渡リテ不意ニ攻撃シ陣屋ヲ焼ク敵兵敗レテ小田原ニ走ル故ニ政本陣ヲ此ニ移ス茲ニ五月十九日今川氏織田氏ト尾州桶狭間ニ戦ヒ敗レテ義元自刃セラルムノ凶報駿州ヨリ到ル政本歎息シ陣ヲ払テ駿城ニ帰テ復讐ノ誠ヲ建白スト雖モ用イラレス故ニ辞シ去テ再此地ニ来リ逃散ノ人民ヲ招キ家臣小山與次ヲシテ山野ヲ開拓セシメ茲ニ土着ス」とその開発の歴史を説いている。しかし、この土着に至る過程の説明は事実ではないであろう。後北条氏の支配が小田原・八王子・川越を結んだ領国体制を完成していた時期に、その一部を長期間占領することは不可能であり、後北条氏＝小田原城という単純な歴史的知識に基づく近世に入ってからの創作であろう。ところが、この富沢家の出自を証明するかのような史料が『武州古文書』に蓮光寺所蔵として収録されているのである⁽⁷⁾。

今度森長次手諸士在之處、就中無非類働依馳使士射其功者也 義元（花押）

申六月二十三日

迄富沢修理政本

しかし、この感状は偽文書と判断される。所蔵者とされる蓮光寺という寺院は少なくとも近世以降に連光寺にはなく、また『新編武蔵風土記稿』にも収録されていない。しかも、この文書の形式は他の義元のものとは異なっているのである⁽⁸⁾。したがって今川家の家臣であった富沢家がこの地を攻撃して占領したことにより連光寺の村落としての歴史が始まったとはいえない。しかし、事実ではないにしても、このような伝承を保持し、文書を伝えていたことは重要である。現在の農業集落の出発を形成したのがこのような出自をもつ人々によってなされたということが近世以降認識されていたのであり、そのことが現実に社会的に政治的に意味をもったのであろう。ここに出てくる富沢修理は実在の人物に比定できるのである。近世の出発を作った慶長3年の検地で最大の名請地を分付主としてもつ形で修理が登場してくる。

事実としての連光寺の開発は明らかにしえないが、この富沢家の主張をはじめ、何軒かの家の伝承によって推測すれば、他所からやってきた武士的存在の人々が土着し

2. 連光寺郷の構造

開発したと考えてよいであろう。富沢という姓は相模にも分布しており、また富沢と並ぶ有力な家であった城所氏は相模小田原在の城所村から来住したと伝え、慶長3年の検地では玄蕃という名前で分付主として出てくる。

連光寺に定住した結果として農業経営をするこれらの家々は兵農未分離の状態で存在したことは、慶長検地における修理、玄蕃、将監、隼人等の名前をもった分付主の存在で推定できるであろう。この点は慶長3年検地の分析により明らかになる。

(2) 慶長3年検地と連光寺郷

秀吉が没した慶長3年(1598)9月に連光寺郷に検地がなされた。そして5冊の検地帳が残された。4冊が田畑の検地帳で、1冊が屋敷の検地帳である。田畑合計で48町歩で、田よりも畑がやや多く、それぞれの品等では下田・下畑が圧倒的に多い(表1)。中世における開発は浸食谷を中心に進められたのであろうが、すでに慶長3年にはそれらは生産力の低い土地として認定されてしまっている⁽⁹⁾のである。

連光寺は中世にあっては一つの郷であつたらしい。それはこの検地帳にも「武叟多東郡連光寺之郷御繩打水帳」と記されたものが2冊あり、また「武州多東郡連光寺之内国河原御繩打水帳」と記載されたものもあり、連光寺が広い範囲であることを示している。そして、この連光寺郷の範囲がそのまま近世を通じて連光寺村として存続するのであり、関戸郷はじめ周辺の郷が近世初頭に多くの村へ分けられたの⁽¹⁰⁾に対して、中世的性格の存続を示している。

慶長3年の連光寺郷の検地帳には分付記載が多い⁽¹¹⁾。検地帳の記載形式で名請人を分

表1 慶長3年検地における地目品等構成

地目・品等	本 村		(新 田)	下 河 原	(屋 敷)	舟 郷	計
	第 1 冊	馬引沢 第 2 冊					
上 田	反 1.1.2.10	反 2.1.21		反 7.0.99			反 2.0.4.10
中 田	1.6.9.07	1.3.7.07		1.6.7.00			4.7.3.14
下 田	3.1.2.13	2.8.5.07	反 6.3.4.03	2.8.1.25		反 6.3.02	15.7.6.20
							22.5.4.14
上 畑	3.7.11	1.8.9.26		1.5.8.15			3.8.5.22
中 畑	9.8.10	4.0.6.02		1.7.1.14			6.8.5.22
下 畑	2.8.2.27	5.6.8.04	3.1.02	3.8.0.14		4.7.06	13.0.9.23
屋 敷					反 1.6.4.13		1.6.4.13
							25.4.5.20
田 畑 計	10.3.2.18	16.0.4.07	6.6.5.05	12.1.9.27	1.6.4.13	1.2.04	48.0.0.04

表2 慶長3年検地帳の記載形式

分付主としてのみ	0	} 5
分付主で主作地あり	4	
分付主で主作地をもち、分付地もある	1	
主作地のみ	0	} 73
主作地をもち他人の分付	15	
分付としてのみ	58	
計	78	

表3 分付主の名請地構成

名 前	主 作 地			分 付 地			屋 敷	合 計
	田	畑	計	田	畑	計		
修 理	反 2.0.2.06	反 1.7.2.21	反 3.7.4.27	反 7.3.6.02	反 7.2.1.16	反 14.5.7.18	反 1.5.23	町反 18.4.8.08
将 監	6.6.04	5.0.13	1.1.6.17	3.1.9.29	1.9.7.06	5.1.7.05	1.0.20	6.4.4.12
玄 蕃	5.19	5.3.20	5.9.09	1.3.4.21	3.8.1.09	5.1.6.00	9.03	5.8.4.12
隼 人	1.9.10	6.7.29	8.7.09	1.0.5.05	3.3.1.04	4.3.6.09	4.24	5.2.8.12
四郎左衛門	1.7.02	4.9.16	6.6.18	7.1.28	1.5.0.15	2.2.2.13	7.06	2.9.1.07

(注) 新田新畑を除く。

類すると5種類になり、それを大きく分けると、分付主として登場するのが5人で、分付百姓として出てきているのが73人となり、名請人総数は78人である(表2)。この分付主と分付百姓の関係を分析することにより中世末・近世初頭における連光寺郷の構造を明らかにすることができよう。検地帳は年貢負担者を耕地1筆ごとに確定するものであるが、太閤検地とは異なり、家康の検地はその現実の在地の構造を認める形で実施したので、より強く実際のそれまでの村落構造を検地帳が示しているものと考えられよう。

分付主5人の名請地の内容を集計したものが表3である。最大の名請人は修理で、名請地は18町5反であり、そのうち主作地が3町7反、分付地が14町5反である。18町歩というのは当時の連光寺郷の本田畑の4割にあたる。この修理は、すでに述べたように、富沢家のことであり、近世を通じて連光寺村の名主を世襲する家である。

修理に比較すれば他の分付主はずっと規模は小さい。将監は全名請地が6町4反、玄蕃は5町8反、隼人は5町3反、四郎左衛門は2町9反である。将監は本村に居住する城所家であり、享保12年(1727)に作成された「系譜書」によれば「相州城所村が参ひ。修理妹くれ被申ひ。其上田地高三十石分付ひ」とされているが、現在の土地の伝承によればむしろ富沢家がかこへ来る前からの連光寺の住人だったと伝えられている。いずれにしても、富沢家と並んで本村にあった家といえよう。玄蕃と隼人は下河

2. 連光寺郷の構造

表4 慶長3年検地帳における分付百姓の存在形態

分付主 分付百姓 名請地の規模	1 人		2 人		3 人以上		計
	分付地 の み	主作地 あり	分付地 の み	主作地 あり	分付地 の み	主作地 あり	
20反以上					1	1	2
15～20							
10～15	2	3		3	1		9
7～10	2	1	3	2			8
5～7	4	1	4	1			10
3～5		1	4	1			6
1～3	12		3	1			16
1反未満	21		1				22
計	41	6	15	8	2	1	73

原の住人であり、その後の関連史料が充分にないので不明であるが、修理や玄蕃と同性格の家と考えられる。四郎左衛門は馬引沢に居住する小形家であり、「系譜書」では馬引沢本家と記されている。

以上の分付主は、四郎左衛門を除けば、他は武士的な名前であり、兵農未分離の状態における百姓の存在を示している。これら分付主として出てくる5人の百姓が各集落に居住し、集落内の他の農民を支配して、連光寺郷に君臨していたと考えられよう。

支配されている形で出てくる分付百姓はいかなる性格なり存在形態であったのであろうか。この点を分付百姓の名請地の規模と内容を分析することで考えよう(表4)。分付百姓として名前を出しているのは73名であるが、このうち1反未満が22人、1反以上3反未満が16人で、この両者で分付百姓の半数に及ぶ。この3反未満の38人の9割を占める33人が特定の1人の分付主に関係する分付百姓として出てくる。当時の農間余業もない段階に3反歩未満の耕地規模では、再生産可能な経営体とは考えられない。まず予想されることは他郷からの出作であるが、連光寺郷として検地段階でも把握されているように、地域的には広く、しかも他郷との境は乞田川・大栗川・多摩川が流れていて、往来は大変である。出作はそれほど多くはないであろう。するとこれらの特定の1人の分付主のみに対応している零細な分付百姓は、それら分付主の経営体に含まれている家成員ないしは他の分付百姓の家成員である可能性が大きい。

これに対し、3反以上の田畑を名請している分付百姓はある程度一つの経営体たりうるであろう。これら比較的大きい名請地をもつ分付百姓の中には、分付百姓としてだけでなく、自分の名前のみで名請している自作地をもつ者も多く、14人いる。また分付主1人にのみ対応しているのではなく、2人以上の分付主の分付百姓となって

いるのが21人いる。そして、分付百姓として最大の規模の助七郎や源七郎はそれぞれ3人と4人の分付主に関係している。これらの35人の分付百姓は一応経営体としての家を形成していると考えてよいであろう。そして、その中で特定の1人の分付主の分付百姓になっているのは、その分付主に人格的に従属している小百姓か、分付主と親族関係にあって分付主の家の成員であるのに対し、2人以上の分付主の田畑を名請しているのは特定の家の従属百姓や親族員ではなく、分付主としてあらわれている名主百姓たちと請作関係にある別の経営体を形成している小百姓と考えてよいであろう。

したがって、検地帳に登場した73人の分付百姓は、分付主としてあらわれている名主百姓と請作関係にあるという形で従属している小百姓、特定の名主百姓に人格的に従属してその田畑を給与されて経営しているより従属的な小百姓、特定の名主百姓の経営体の中に含まれてしまっている者の3種類があったということになるのである。このことは、分付百姓をすべて同一の存在として扱い、単純に自立しつつあった「小農」と把握することはできないということである。

屋敷の筆数は24であり、田畑に出てくる名前に比べればずっと少なく、しかし分付主の5人よりは5倍も多い。この屋敷がどのような実態を認定して登録したものかは明らかではないが、屋敷名請人と田畑名請人の名前が一致するのはわずか15筆のみであり、残りの9筆の屋敷の名請人は田畑の名請人としては登場しないのである。5人の分付主は全員屋敷を名請し、修理は、修理おやというのも含めて2筆なので、計6筆である。残りの9筆は9人の分付百姓の名請であるが、1町歩以上田畑を名請しているのが3人、7反以上1町未満が3人いる(表5)。この6人は分付百姓ではあるが、そのうち5人までが自分の名前のみで名請している田畑があり、恐らくは一つの経営体として存在していて、有力百姓と請作関係を結んでいる小百姓と考えてよいであろう。

表5 屋敷を名請している分付百姓

	屋敷名請人	内自己の名請地をもつ者
2町以上		
1.5~2		
1.0~1.5	3	3
0.7~1.0	3	2
0.5~0.7		
0.3~0.5	2	1
0.1~0.3		
0.1未満	1	

いであろう。田畑を名請せず、屋敷のみに名請人として出てくる9人はどのような存在であろうか。屋敷の中で最大の規模である1反6畝歩は「ず志よ居」として、注記して「明屋敷」としている。これなどはその名前からして武士的存在であり、修理のような分付主と親族関係にあるもので、武士として他所へ出て行って不在だったものと想像される。また1反12歩の屋敷は「馬引沢分新右衛門」としているが、この新右衛門は、享保12年の「系譜書」で馬引沢の自家四郎左衛門について「新右衛門与申之

2. 連光寺郷の構造

表6 慶長16年の持高構成

名前	田	畑	屋敷	計
志ゆり分	石 20.1.1.1	石 18.5.0.3	石 2.2.7.7	石 40.8.9.6
将監分	28.7.3.2	9.6.6.1	1.2.3.7	39.6.3.0
惣右衛門分	6.4.7.4	18.2.5.6	2.8.7.2	27.4.9.2
四郎左衛門分	8.1.0.8	6.1.3.6	4.1.4.6	19.4.1.9
源六郎分	14.1.9.5	18.5.7.5	8.2.8	35.5.3.8
内蔵助	7.9.6.7	4.2.1.0	6.6.8	12.8.0.5
茂右衛門	5.9.1.0	1.8.4.0	7.5.0	8.7.5.9
惣左衛門	2.1.3.6	9.4.0		3.0.7.6
与右衛門	2.9.1.6	2.5.〇		5.4.1.6
二郎左衛門	2.3.9.7	2.2.5.0		4.6.4.7
助右衛門	3.5.8.4	7.9.6	1.9.8	4.6.7.7
彦右衛門	2.0.5.7	6.5.6		2.7.1.0
二郎右衛門	7.0.4	2.5.1.8	7.2.2	4.2.6.8
助十郎	4.5.7.6	1.7.8.8	8.7.3	7.5.0.3
舟郷	3.4.4.0	1.7.3.6	3.7.7	5.5.5.3
計	113.3.0.7	90.3.—	14.9.4.8	214.0.8.3

子」と記されているので、恐らくその新右衛門であろう。したがって、田畑はすべて四郎左衛門が名請しているが、屋敷は親子別々に居住していたので、先の修理の例もあるように、それぞれの名前で名請されたものと推定できる。これと同様の形態は他にもあったと考えられるが、当時の親族関係を示す史料はないので、これ以上明らかにしえない。以上のことから結論的にいえば、屋敷名請人は連光寺郷を構成する名主百姓とそれと請作関係にあるが経営体として自立している小百姓たちといえよう。

以上のような慶長3年検地帳の検討の結果を証明しうる史料が10年余後に登場している。それは慶長16年(1611)11月の「連光寺之郷惣高辻」である。これは14人の名前と舟郷という地名を記して、それぞれの田畑屋敷の石高を記載している。舟郷を除く人名が14ということは注目される。石高で示しているように、これは恐らく年貢負担者と年貢負担高を明確に示すためのものであろう。それが14人ということは、慶長3年検地帳の分付主よりは多く、分付百姓の総数よりはずっと少ないことになる。しかし、それが検地帳で田畑名請人と屋敷名請人の名前が一致する人数とほぼ同じ数であることは注目される。この記載を表示したものが表6である。この記載の形式には2種類あり、名前の後に「分」とつけたものと、ただ名前だけのものとである。前者の「分」は恐らく慶長3年の分付主を表現したもので、検地に際して分付主として名請した田畑の一定部分を自己の所持地として年貢を負担したことを示しているので

あろう。やはり人数は5人である。志ゆり、将監、四郎左衛門の3人は慶長3年検地帳に分付主として出てくる名前と共通しており、同一人物であろう。残りの2人は異なる。慶長3年の玄蕃と隼人であり、慶長16年の惣右衛門と源六郎である。ところで、慶長3年の玄蕃の名請地の中に分付百姓として登場するのに源六郎というのがあり、6反5畝歩余をすべて玄蕃に分付主にしている。このことから判断すれば、この慶長16年の源六郎は慶長3年の玄蕃と源六郎を継承しているもので、源六郎と玄蕃はあるいは親子かもしれない。同様に慶長3年の隼人を分付主としている者に惣右衛門がおり、この惣右衛門は8反歩を名請しているが、そのうち7反歩は隼人を分付主としている。やはり隼人と惣右衛門は親族関係にあり、慶長16年には惣右衛門の名前で年貢を負担しているのであろう。以上により、慶長3年の分付主5人はそのまま慶長16年にも分付主として存続していたと判断できるが、その名請地がそのままそっくり慶長16年に継承されて登録されていたわけではない。それは修理に対して将監、源六郎、惣右衛門などの石高規模が近づいており、修理の田畑が少なくなっていることで判る。そのことを逆に見れば、慶長3年には分付百姓であったものが、一軒前の年貢負担者になったことを示すものである。分付主5人に続いて9人の名前が登録されているのがそれである。それをはっきり示しているのが内蔵助である。この名前は特別なものであるから、慶長3年と慶長16年の内蔵助は同一人と判定してさしつかえないであろう。この内蔵助は慶長3年には修理を分付主として1町7畝歩、自己の名前で1反9畝歩を名請しているが、慶長16年には12石8斗余を登録しているのである。修理の分付地が内蔵助のものとして年貢を負担するようになったのである。このように登場した9人は、もっとも小規模な者で2石7斗であり、3石未満はわずかにこの1人で、他はすべて3石以上であるが、その規模と屋敷の有無とは関係があり、屋敷を登録している者の最低は4石2斗余で最高は12石である(表7)。この屋敷登録人は完全に一つの経営体として存在してきた小百姓と考えてよいであろう。それに対して屋敷のない4人は規模も小さいので、

表7 慶長16年高辻による持高構成

	分付主	屋敷有	屋敷無	計
20石以上	4			4
10~20	1	1		2
5~10		2	1	3
3~5		2	2	4
1~3			1	1
1石未満				
計	5	5	4	14

分付主にかつては従属した存在であったのが、慶長3年検地で年貢負担者として確認され、自立してきた小百姓であろう。慶長3年検地では分付百姓として73人が出てくるのであるが、結局このことは、60人余の分付百姓は経営体としての家を形成しておらず、源六

3. 近世村落連光寺の展開過程

郎や惣右衛門のように他の分付主や分付百姓と親族関係にあり同一の家成員であるか、分付主の経営体に含まれてしまっている従属百姓ということになる。これ以後の年貢負担者の増加の中で、慶長3年の分付百姓に系譜を引く形でその耕地を登録して登場してくる者がいないこともそのことを示している。

以上によって判明した中世末における連光寺郷は、5軒の名主百姓と、それに請作関係はあるが別の経営体として存在している何軒かの小百姓、特定の名主百姓に従属し田畑を給与されている何軒かの小百姓の合計15軒ほどによって構成されていた。それが、慶長3年検地に際して名主百姓が分付主として、小百姓が分付百姓として登録された。さらにそれに加えて、名主百姓の経営体に含まれているその他多くの従属的存在の者や親族も、その耕地を耕作する上である程度持続性があればそこに名請されたのであろう。そこで慶長3年検地は5人の分付主と73人の分付百姓という形で表現された。しかし、慶長16年の高辻が示すように、相変わらず15軒ほどの家によって構成されていた。だが重要なことは、ここにおいても、名主百姓と小百姓が共に百姓として、年貢負担者として確定されていることであり、やはりこの小百姓の一軒前の百姓としての認定は近世的展開の出発であった。

3. 近世村落連光寺の展開過程

(1) 戸数の変化と階層構成

慶長16年の高辻以後しばらくの間、連光寺全体の様相を教えてくれる史料は残されていない。寛永10年(1633)の下河原の「地押帳」とか、寛永5年(1628)、寛永10年の「新田新畑改帳」が存在するだけである。50年後の万治2年(1659)になってまた連光寺村の名寄帳が登場し、これ以降連年、年貢取付帳、年貢納庭帳が作られ、明治初年に至るのである。万治2年はその意味で画期的な年であったといえよう。

この万治2年の名寄帳の表題は「連光寺村惣百姓名寄帳」となっており、まず連光寺が村になっていることが注目される。その範囲は慶長3年の連光寺郷と同一であり、周辺の郷がこの間に多くの村に分けられたのに対し、そのまま近世の村として存続したのである。ただ下河原だけは同一帳面ではあるが本村・馬引沢などと区別されて記載され、別集計になっている。またこれ以降完全に分離して別村として扱われた時期もあったが、それは短期間で、基本的には同一の連光寺村であった。

万治2年以後の所持規模別構成の変化を、年貢取付帳の記載に基づいて示したのが表8である。なお、下河原の史料は全期間を通じてはそろわないため、下河原の家は

表 8 連光寺村の階層構成の変化

年次 規模	1660 万治3	1680 延宝8	1699 元禄12	1721 享保6	1753 宝暦3	1790 寛政2	1819 文政2	1873 明治6
3町以上	1	1	1	1	2	2	2	3
2.0～3.0	1	1	1	1	0	1	1	1
1.5～2.0	5	4	3	3	1	2	2	4
1.0～1.5	13	9	6	3	2	3	2	4
0.7～1.0	1	7	9	9	10	10	9	7
0.5～0.7	4	7	9	13	13	9	12	9
0.3～0.5	4	5	10	12	14	13	11	8
0.1～0.3		1	6	8	18	14	16	16
0.1未満		2	6	10	10	5	7	8
計	29	37	51	60	70	59	62	60
2名乃至3名の 連名で登録	6	8	6	6	0	0	0	0
登録人数	36	49	59	66	70	59	62	60

(注) 各年の年貢取付帳、及び明治6年高反別帳より作成。

この表から除外してある。これによれば、本村と馬引沢を合わせた連光寺は、万治3年の29軒から20年後に37軒、さらに20年後に51軒と、それぞれ増加して行き、宝暦年間にはついに70軒ほどになる。そしてそれ以後はやや減少して、60軒前後で明治を迎える。この29軒から60軒への増加の様相をみると、万治3年には1町～2町層が6割を占めているが、戸数が増加するにつれて3反～1町層に集中が移っていき、5反～7反層が中心となる。そして宝暦年間以降は3反未満層の比重が増大し、中心部分は1～3反層が構成する。それに対応するように、宝暦3年以降、それまで富沢本家1軒だった3町歩以上が富沢家から延宝年間に分家した甚五左衛門家加わり2軒となり、次第に階層分化が進行していたことを示している。したがって、この階層分化の出発を構成する家々が基本的に成立したのは元禄期といってよいように見える。しかし、注意すべきことは、この戸数はあくまでも年貢負担者として把握されたものであり、中には現実には2軒に分かれていても1軒とされているものがある。それらには年貢を連名で負担しているもの、畑を連名にし田は別々に負担しているものなどがある。したがってこの戸数よりも現実には多い家があったこと、すなわち家の増加の動向とその内容構成の変化はこれよりもいずれも早い時期に進んでおり、それに対する支配機構の把握がより固定的に古い段階に対応した形でなされたので、連名という形式になっているものと考えられる。そうすると現実には、万治年間にすでに次の延宝8年の取付帳に表現された家数と階層構成になっており、延宝年間には次の元禄12年の構成になっていたと考えられる。したがって、連光寺村は延宝年間に家数の上では

3. 近世村落連光寺の展開過程

一応完成したものと考えられる。

(2) 家と家成員

この延宝期の連光寺村を構成する家々の内部構成を、延宝2年(1674)2月の「連光寺馬引沢下川原舟郷共人別」で明らかにしよう。これによれば、本村と馬引沢は全部で43軒が記載されている。この他に寺が2軒あるから、計45軒となる。表8の延宝8年の年貢負担者は37軒であるから、それより6年前に8軒多いことは一見不可解であるが、理由は明白である。先に検討したように、年貢負担者の中には連名とか、畑のみ連名で田は別という形が存在し、その連名の状態を1軒として把握しているのであるが、実際には家として分立しており、それが人別帳ではそれぞれ1軒として登録されているからである。したがって、延宝年間の初めにすでに45軒の家があったということになる。

連名で年貢を負担している場合は実際のそれぞれの規模は明らかにできないので除外し、1人で負担している者について翌年の延宝3年の年貢取付帳で確認して、以下で階層構成と家成員との関係を考えよう(表9)。年貢取付帳で確認できるのは26人で、この26人は7反から1町歩の間に集中しており、当時の年貢負担者全体の中心層である1町～1町5反層には連名の負担が多いことを示している。さて、家成員数であるが、平均を出すと、26軒平均では7.2人であるが、1町歩層以上は10.7人であり、3反～1町歩層は6人、1反未満は4.5人となり、全体としては田畑所持規模と家成員数との間に相関関係がある。しかしよりせまい各階層間についてみると、1町

表9 延宝3年人別帳による成員数別家数

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人以上	計	平均員数	
3町以上												1	1戸	28.0人	
2.0～3.0														} 10.7人	
1.5～2.0					1			1					2		6.5
1.0～1.5							2			2			4		8.5
0.7～1.0			1	1	2	1		2	1				8	6.0	
0.5～0.7				1			3		1				5	6.8	
0.3～0.5				1	2	1							4	5.0	
0.1～0.3													0	} 4.5	
0.1未満				1	1								2		4.5
計			1	4	6	2	5	3	2	2		1	26	7.2	
所持規模不明	1	1		2	2	1	2	3	3	1			16	6.4	
合計	1	1	6	8	8	3	7	6	5	3		1	42	6.9	

(注) 他に全員他出の1軒あり。

表10 延宝3年人別帳における夫婦構成

	1.5町以上	1.5~1.0	1.0~0.7	0.7~0.5	0.5~0.3	0.3未満	その他	計	
家数	3戸	4戸	8戸	5戸	4戸	2戸	17戸	43戸	
直系	当主夫婦	3組	4組	7組	2組	3組	2組	16組	37組 } 49組
	子供夫婦		2	4	1			5	
	親夫婦								
傍系	兄弟夫婦	1			1				2 1 } 3組
	甥夫婦				1				
	その他夫婦								
計	4	6	11	5	3	2	21	52組	
夫婦関係無			1戸	1戸	1戸		1戸	4戸	
夫婦組数	2戸	2戸	3戸	3戸	3戸	2戸	11戸	26戸	
" 2 "	1	2	4	1	0	0	5	13	
" 3 "								0	

5反~2町歩層より1町~1町5反歩層の方が平均2人多く、7反~1町歩層より5反~7反歩層の方が0.8人多いのである。したがって、ここにおいても階層と家成員数との間には完全な相関関係は示されない。そのことは、同一階層内において、やはり成員数に相当大きな幅があることによって判明する。なお田畑所持規模が判定できない家も含めての全体の家成員数の平均は6.9人であり、やや低くなっている。

全体としては平均6.9人の成員をもつ内部構成をみよう。人別帳の記載はその親族関係について明確でない。直系親族については、おやと子と区別されており、傍系親族や非血縁の家成員についてはその関係がおとと、おい、下人などと書かれている。また妻はそれぞれの夫の次に女房として書かれている。はっきりしないのは、夫婦関係の次に続けて記されている未婚の子女の親族関係で、この人別帳には年齢の記載がないこともあって、それらが当主の子供なのか、孫なのか、あるいはおいの子なのか判らない。そこで、その親族関係を明確に位置づけられる夫婦関係に注目し、夫婦関係が嫡系のみが存在か、傍系にも存在するかをみて、その家成員の構成を考えよう(表10)。人別帳に記載された夫婦関係は全部で52組であるが、そのうち37組が当主夫婦であり、12組が子供夫婦である。これで49組となり、全夫婦関係の95%になるのである。傍系親族では、弟に2組とおいに1組夫婦関係があるのみで、この3軒を除けば、すべての家が単純な家組織をとっており、階層による差もまったくないのである。したがって、家族構成において複合家族をとっているとはいえない。子供夫婦の組数は12であるが、親にあたる当主が完全夫婦として存在しない家もあるので、親子

3. 近世村落連光寺の展開過程

表11 延宝3年人別帳における下人と家成員数

	総家数	下人の いる家	総家成 員 数	下人数	親 族 員 数	一戸当り 平均親族数	一戸平均 家成員数		
3町以上	1戸	1戸	28人	17人	11人	11.0人	} 7.3人	28.0人	} 10.7人
2.0~3.0	0	0							
1.5~2.0	2	1	13	3	10	5.0		6.5	
1.0~1.5	4	3	34	4	30	7.5		8.5	
0.7~1.0	8	3	48	5	43	5.4	} 5.7	6.0	} 6.0
0.5~0.7	5	0	34	0	34	6.8		6.8	
0.3~0.5	4	0	20	0	20	5.0		5.0	
0.1~0.3	0	0					} 4.5		} 4.5
0.1未滿	2	0	0	0	9	4.5		4.5	
計	26	8	186	29	157	6.0	} 6.0	7.2	} 6.9
不 明	16	4	102	8	94	5.9		6.4	

それぞれに夫婦関係があり、2組の夫婦が存在する家は11軒となる。全戸の4分の1であるが、このような形態は家制度としては現代にまで及ぶものであり、夫婦関係の嫡系親族における縦の堆積は、子供の数がいくら多くても大家族といわないと同様に、その夫婦関係が2世代・3世代にあらうと大家族とか複合家族とはいえないことは明らかである。

家成員の構成上の複雑さがなく、ほとんどが直系親族を中心にし、夫婦関係は嫡系にのみ含まれるという構成だと推定できるとすれば、先に示した、家成員数の幅は何によってもたらされているのであろうか。もちろん一つは家の周期的変化のそれぞれの段階を成員数の違いとして示しているのであろうが、もう一つの可能性は下人の存在と年季奉公人としての他出である。

下人はそのことがはっきりと明記されているが、男25人、女12人の計37人である。そのうち17人が八郎兵衛家のものである。したがって、他の家の下人は20人で、それを11軒がかかえている。八郎兵衛家を除けば、平均2人弱となる。その田畑所持規模の判明するものについてみると表11のようになり、かならずしも所持規模の大小と比例はしていないが、下人をかかえている家はすべて7反以上の層であり、1町歩以上の家7軒中5軒が下人をもっている。やはり労働力編成との関係があらわれている。所持規模の大きい家においては、下人は労働力の補充物的存在として意味があり、また当時6町歩を所持する八郎兵衛家にとっては基幹労働力となっているのである。しかし、1町歩未滿の層では下人の占める比率は小さい。これは所持規模を知ることができない分立した家々においても同様である。これらを中心に考えれば、当時の標準

的な家の労働力の基本は直系親族であった。

これらの下人がどのような性格のものであるかは人別帳には示されていない。しかし、八郎兵衛家の下人の中に「ちのみ子」と書かれた者がおり、生れながらにして下人であることを示している。これは、この子を生んだ下人にも夫婦関係があることを推測させ、下人が譜代下人であることを思わせる。譜代下人がいたことはこれよりも60年後の次の史料からも証明できる。

差上申一札之事

拙者普代之家来角内義去月二十九日私手前欠落仕ひ依之相尋可申旨被仰付奉畏ひ来十九日迄尋出御注進可申上ひ為其如此御座ひ以上

連光寺村 源兵衛[㊦]

享保十七子年三月五日

御地頭様御内

川崎庄右衛門様

この一札を出した源兵衛は系譜をたどれば、この人別帳でも下人を3人かかえる源兵衛につながる。したがって、この人別帳の下人もこのような譜代下人であったと考えるてよからう。

上層部の労働力の補充物として下人がいたのに対し、下層の方には労働力の放出がなかったであろうか。人別帳には年季奉公人となって他出している者のその年季と奉公先が記載されている。それを集計すると表12のようになる。奉公人に出ているのは11軒の家から14人であり、男子12人、女子2人である。人数としてはわずかであり、これをもしも家にいる者として成員数に加えてもあまり大きな変化はないであろう。しかし、この放出の意味は検討しておく必要がある。これらの奉公人は、武家屋敷へ奉公している者4人と江戸の石屋に徒弟奉公している者1人を除くと、すべて年季で奉公している。これらの年季奉公人の行く先はすべて村外であり、中野村、目黒村など江戸

表12 延宝3年における他出年季奉公人の内容

奉公先 階 層	農 村	江 戸	武 家	奉公人を出 している家
3町以上			1人	1戸
2.0~3.0				
1.5~2.0				
1.0~1.5				
0.7~1.0	3人		1	2
0.5~0.7			1(1)	1
0.3~0.5	1			1
0.1~0.3				
0.1 未満				
不 明	3(1)	2人	2	6
計	7(1)	2	5(1)	11

(注) () はそのうち女子の人数。

3. 近世村落連光寺の展開過程

の郊外の村々である。当時の経済的地域差を示しているものといえよう。年季奉公人を出している家はかならずしも最下層の家ではない。7反～1町歩層を中心にして、それに続く層であり、やはりこの年季奉公人としての放出が、農業経営の補充物としてなされたもので、百姓→年季奉公人→百姓という転回の中での姿といえよう。そして、注目すべきことは、すでにこの時期に家成員全員が他出していると考えられる家があることである。馬引沢の喜左衛門である。これは年貢負担は四郎左衛門と連名でしているのであるが、人別帳では喜左衛門・女房それに子供の6人の家として出てくる。ところが、この6人のうち、子供1人は江戸の石屋へ、他の1人は江戸のおじの家へそれぞれ奉公に行き、さらに当主の喜左衛門も「江戸四ツ屋町ニ而たなかり仕ル、あきなひいたし居申ゆ」ということなのである。しかし、これも永久的な離村ではない。喜左衛門の家は存続し、恐らく喜左衛門も帰ってきたのであろう。その後も一軒の家として史料に出てくるのである。

以上の延宝2年の人別帳の分析によれば、17世紀後半の連光寺村を構成する家々はいずれも当主夫婦を中心に、嫡系の子供には夫婦関係を含むような形の直系親族中心の構成であった。複合的形態はまれであり、例外的存在であった。所持規模の大きい上層部では労働力の補充として下人が少数いたが、これは多く譜代下人であったと推定される。ただ最高の規模の富沢八郎兵衛家のみが下人を労働力の基幹にしていた。5反～1町歩層という連光寺の中心部を構成する家々は、その不安定を補強するために年季奉公人を江戸および江戸周辺に放出していた。

(3) 連光寺村の構成

中世にあって連光寺郷であり、そのまま近世に連光寺村となったことは、その範囲が非常に広いことを示している。一つの集落ではなく、すでに述べたように、四つの集落に分かれており、互いに山・川によってさえぎられていた。しかし支配機構としては、一時期を除いて、一つの組織であった。この連光寺村の支配は、寛永10年(1633)までは幕府直轄領であったが、それ以降旗本天野氏の所領となり、明治維新に至るのである。

村役人は、名主が1人、その下に年寄・組頭がいた。名主は終始一貫して富沢家の独占するところであった。年寄は2人で、富沢分家の甚五左衛門家と本村の小金家がしばしば就いていた。組頭は一定しなかったが、普通は7人いた。集落別に固定しており、本村3人、馬引沢2人、下河原2人の割合であった。

これらの村役人は年貢を収納するために、家々を組み分けして、その組を通じて割

り付けし、収納していた。また五人組も別に当然存在した。年貢収納のための組を仮に貢租組と呼んでおく⁴⁾。この組は名主と舟郷を除いた家をほぼ10軒ずつに分けたもので、原則的には集落を単位にしていた。万治3年(1660)には本村3組、馬引沢2組、下河原2組となっている。本村と下河原では、組名をその中の代表的家によって呼び、与五兵衛分、庄左衛門分とか瀬兵衛組と呼ばれており、馬引沢では諏訪組と馬引沢分に分けられている。この組区分は、家数が増加すると再編成され、延宝3年(1675)に本村で1組増加している。この組にまとめられている家々は地域的に近隣であるが、系譜関係に連なることも多い。馬引沢では内部がさらに二つの小集落になっており、それぞれが貢租組となっていた。その小集落の家は系譜関係で連なる家が多いので、貢租組は地域的区分であるが、同時に系譜関係にも関連する。年貢はこの同一貢租組ごとに何回かに分けて納入していた。

五人組は貢租組とは別の区分であった。その機能は、いわゆる五人組としての連帯・監視であったが、日常的な生活互助の上でも大きな役割をはたしていたことは民俗の分析により明らかにできる。この区分はほぼ小集落内を家順に5軒ずつに分けていたが、何回か再編成されており、固定的ではなかった。現在民俗として明らかにできる五人組の区分は天明年間⁵⁾の区分に一致する。しかし、それ以前のものとは異なる。五人組の数は、正徳4年(1714)には本村と馬引沢で13組、下河原6組で、合計19組であった。天明3年には本村8組、馬引沢4組、下河原5組、それに舟郷が3組で、合計20組であった。

年貢収納は貢租組によって、その他の連帯・互助・監視は五人組によってなされていたが、その連光寺村の協議は全体が集まって、名主以下の村役人の主導によってなされた。この寄合においては家格が相当強く規定したようで、享保12年の「系譜書」の存在は、完成した村落秩序が次第に変化する中で、家格を再確認するために作成されたものであろうが、そのことを示している。「系譜書」の末尾に寄合の座順が記されているのである。それによれば、座敷の正面に富沢修理の嫡系である忠左衛門、その左隣りは分家の甚五左衛門、右隣りはやはり富沢姓の武兵衛で、恐らく古い分家であろう。そのように順次並んでいるのである。

5反～1町歩層を中心にその前後の所持規模をもち、それを直系親族を中心にする家成員で耕作し再生産する60軒ほどの家々が17世紀後半の連光寺村を構成していた。支配機構としての連光寺村はそれらの家々を家の古さによる家格により秩序づけ、村役人を設定していた。しかし年貢収納を中心とした支配の維持は貢租組、五人組等の「組」組織によって実現していた。問題はこれらの「組」の内容である。「組」の内部

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

を秩序づけているのは単なる近隣関係であるのか、あるいは系譜関係を基礎にした一定の上下関係によるものであろうか。これを知るためには、「組」を構成する家々の形成過程とそれらの家々の社会関係を明らかにせねばならないであろう。

4. 家の成立過程と分割相続

——馬引沢を中心として——

(1) 家数増加の内容

慶長年間には、下河原も含めて、15軒ほどの家によって構成されていた連光寺郷は、その後100年間に本村と馬引沢のみで60軒弱の村になるのである。この急速な家数の増加はどのようになされたのか。その増加のあり方の中に近世村落としての連光寺の構造の特質を作り出した要因があると考えて検討を進めたい。

連光寺郷は慶長16年には、5人の分付主、5人の屋敷持ちの百姓、4人の無屋敷の百姓という14軒で構成されていたのが、50年後の万治2年(1659)には本村・馬引沢で24軒、下河原で13軒の合計36軒になっている。この間の家の増加は、史料が欠如しており、その過程を明らかにすることはできない。結果としての家々の構成をみることで推定するだけである。

万治2年の名寄帳には各人は2種類の形式で登録されている。一つは肩書なしの自分の名前のみで登録されている者で、本村・馬引沢で13人、下河原で11人いる。他は「一郎兵衛分勘七郎」というように何某分という肩書をつけて登録している者で、本村・馬引沢に11人、下河原に2人いる。この何某分という分付主になっているのは本村2人、下河原1人の計3人で、これらは別の所では肩書なしの自分の名前で耕地を登録している。したがって、万治2年名寄帳に表現された連光寺村の構成は3人の分付主、21人の百姓、13人の分付百姓という構成になる。それらの本田畑所持の階層区分を示したのが表13である。これにより慶長16年の名寄と比較すると、分付主は5人から3人に減少している。2人減少したのは、馬引沢の四郎左衛門と下河原の1人である。それに対して、慶長16年には分付主以外の屋敷持は5人であったのが、分付百姓5名を含めて、18人になっている。そして、無屋敷は4人から15人になっている。屋敷持は13名、無屋敷は11名増加したことになる。この50年間に、分付主に従属していた百姓の自立化が進んだことと、百姓の分割による増加があったのである。前者のことをもっともはっきり示しているのが、慶長16年には分付主の名前で一括されていて分付百姓の名前は登場していなかったのに対し、万治2年には肩書として分付主の

表13 万治2年の階層構成

階層区分	本村・馬引沢						下河原						総計
	分付主	屋敷持百姓	無屋敷百姓	屋敷分付百姓	無屋敷分付百姓	計	分付主	屋敷持百姓	無屋敷百姓	屋敷分付百姓	無屋敷分付百姓	計	
本田・本畑のみ	2.0町以上	1					1						1
	1.5~2.0												
	1.0~1.5	1	2	2			5	1	1			2	7
	0.7~1.0		4	1	2	3	10	1	2	1	1	4	14
	0.5~0.7			1	1	3	5		2			2	7
	0.3~0.5					1	1		1	2	1	4	5
	0.1~0.3					1	1		1			1	2
	0.1未滿												
計	2	6	4	3	8	23	1	7	3	2	13	36	
新田・新畑を含む	2.0町以上	1					1						1
	1.5~2.0	1	1	1			3		2			2	5
	1.0~1.5		4	3	2	3	12	1	3	1	1	6	18
	0.7~1.0		1			3	4		1	1	1	3	7
	0.5~0.7				1	1	2			1		1	3
	0.3~0.5			1*		1	2		1			1	2
	0.1~0.3												
	0.1未滿												
計	2	6	5	3	8	24	1	7	3	2	13	37	

(注) *新田のみを登録する高西寺。

名前は残るが、田畑はそれぞれ分付百姓の所持地として登録されていることである。古い性格の存続をこの分付に発見するのではなく、逆に分付百姓の名前で所持地の登録の中に質的転換をみるべきであろう。

その本田・本畑の登録規模をみると、7反~1町歩が14人で、それ以上を含めると22人となり、3分の2近くになる。しかし、かつての分付主のような5町歩(20石)以上の者は、富沢家を除いては、いなくなっている。分付主も他の百姓と同程度の規模に低下している。このことは分付百姓が自分の名前で所持地を登録していること、分付主側のあらわれである。そして、本田・本畑のみについてみれば、普通の百姓と分付百姓との間に規模において差があることが判明する。このことはやはりそれぞれの一軒前の百姓への道の違いを示している。

近世前期は急速に新田開発が進められたのであるが、連光寺でも同様であった。慶長12年(1607)、寛永5年(1628)、同10年、万治2年と新田改があり、万治2年までに12町歩余の田畑が増加して、全耕地の4分の1ほどを拡張している。それは表14のように、いずれも小規模なものであるが、この結果、37軒の家の中心は1町~1町5反歩層が中心となり、1町歩以上が3分の2を占めることになる(表13)。しかもこの新田開発は分付主、一般の百姓、分付百姓の所持規模の差を縮めているのである。富

4. 家の成立過程と分割相統——馬引沢を中心として——

表14 連光寺における新田開発の動向（下河原を含む）

	新田(下田)	新畑(下畑)	居屋敷	計	名請人数	1人平均規模
慶長 12	反 1.0.3.25	反 7.7.04		反 1.8.0.29	37	畝 4.26
寛永 5	1.0.5.10	2.0.2.09	反 1.2.00	3.1.9.19	37	8.19
寛永 10	9.9.15	3.5.0.12	2.2.06	4.7.2.03	50	9.13
万治 2	1.0.3.28	1.2.6.11	.20	2.3.0.29	59	3.28
元禄 5	4.1.06	7.2.20	6.00	1.2.2.26	63	1.29
計	4.5.3.24	8.2.8.26	4.0.26	13.2.6.16	—	—

(注) 安沢秀一「近世村落形成期における新開と入会」より作成。

沢本家の一郎兵衛を除けば、先祖からの系譜の違いによってその所持規模に差は出てきていない。

万治2年の名寄帳の作成は、このような新田・新畑の開発の結果も登録し、年貢負担者を確定したものであり、これ以降連年貢取付帳以下の一組の年貢収納のための帳面が作られるのが定型化したこととも関連して、連光寺村における近世的村落秩序の基本が完成したことを意味していよう。

この名寄帳に出てくる37人と、50年前の慶長16年の高辻の14人との間で系譜をつなげることはほとんどできない。そのため、具体的にどのように家々が分立し、自立してきたかは判らない。また万治2年の名寄帳の地目品等別構成から推測することもむづかしい。37軒のうち、屋敷を均等に2分していると考えられるのは加左衛門と与五兵衛のみである。これは享保の「系譜書」でも、玄蕃の子供が兵庫で、その兵庫の次男として加左衛門、そして兵庫の惣領の七左衛門の惣領として与五兵衛が出てきている。その地目品等別の構成をみると意図的に等しく分けたような様相はないが、合計では加左衛門が1町1畝余、与五兵衛が1町3反余で、10:13という比率である。

また、享保の「系譜書」によると、馬引沢の本家は四郎左衛門で、勘左衛門はその子、長左衛門は四郎左衛門の甥の弥兵衛の子、主計は四郎左衛門の甥、そして七兵衛は四郎左衛門から田地を分け取った茂右衛門の子供のことらしい。この記載からすると、1人は嫡系の子、2人が非血縁の甥で、1人は不明である。親族関係にあるのはわずか1人にすぎないが、この5人の万治2年の本田の登録をみると、10:6:13:10:10となり、5人のうち3人は分立が田畑を均等に分割してなされた可能性を示している。

慶長期の14軒の家から、万治2年の37軒になったのが、従属百姓の自立化の進行による年貢負担者としての登場と家成員に対する田畑屋敷の分割による家の分立の結果であることは明らかであるが、その自立した家がどの程度あったのか、何軒の家から

表15 本村・馬引沢における階層構成の変化

	万治2年の階層構成			延宝8年の階層構成			元禄12年の階層構成		
	屋敷有	屋敷無	計	屋敷有	屋敷無	計	屋敷有	屋敷無	計
3町以上	1		1	1		1	1		1
2.0~3.0				1		1	1		1
1.5~0.2	2	1	3	1	3	4	1	2	3
1.0~1.5	6	6	12	7	2	9	3	3	6
0.7~1.0	1	3	4		7	7	5	4	9
0.5~0.7	1	1	2		7	7	2	7	9
0.3~0.5		2	2	1	4	5	1	9	10
0.1~0.3					1	1		6	6
1反未満					2	2		6	6
計	11*	13	24	11*	26	37	14*	37	51
内 連名登録者 登録人総数				5 18	3 31	8 49	3 18	3 41	6 59

(注) *いずれも屋敷が上田になったものを含む。

何軒の家へ分立したのかははっきりしない。後者の分割による分立の場合にどのように分割したかもはっきりしない。わずか2・3の事例では、規模がほぼ等しくなるようにしているとは推測できるが、一般化するのは危険であろう。このように家の増加の内容がはっきりしないのは、やはり慶長3年検地に示された複雑な構造が前提として存在するためであろう。

万治2年から20年後の延宝年間への変化を次にみよう。万治3年以降の年貢取付帳には分付記載がないので、家々の社会的違いを示す可能性のあるものとして屋敷の有無をその指標とする。下河原を除いた本村・馬引沢のみの数字であるが、家は24軒から37軒へと増加している。その内訳は表15に示した。屋敷持の家数には変化はなく、無屋敷の者が13軒から26軒に増加している。この無屋敷の者の内容では、万治2年には1町~1町5反歩層が中心であったが、延宝8年には5反~1町歩層にそれが移行している。このことは家数の増加が田畑の分割によってなされていることを示すと共に、3反未満層がわずか3軒であることも考え合わせれば、その分割はごく零細な者を創出しないように田畑を分割し、所持するような形でおこなわれていたことが判明する。

そして、実際には、当時すでに37軒よりもずっと多く家があったことはすでに指摘したとおりである。この年には、屋敷持11軒のうち5軒が連名となっており、登場する名前は18人となる。それに対して無屋敷で連名になっているのは3軒で、名前は31

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

表16 延宝8年における水田分割の様相

十兵衛	源右衛門	=	$3.4.00 : 2.40.1$	≐	10 : 7		
忠兵衛	門三郎 助三郎	:	八兵衛	=	$2.2.18 : 2.7.27 : 2.4.13$	≐	10 : 12 : 11
市右衛門	五兵衛	=	$4.0.15 : 3.0.19$	≐	10 : 8		
柰左衛門	安左衛門	=	$3.9.27 : 3.8.11$	≐	10 : 10		
伊兵衛	新右衛門	:	七右衛門	=	$2.9.24 : 3.3.01 : 2.8.05$	=	10 : 11 : 9

人である。したがって、合計すると49人となり、連光寺には49軒の家がすでにあつたと考えられるのである。この連名の中には、まったくの連名のももあるが、しばしば田は別々に年貢を負担し、畑は連名というのがある。この場合だと、田の分割した様相がはっきりと把握できる。そこで、これに基づいて家々の増加してくる過程をみよう。この延宝8年には5例あり、表16のようになる。これによれば、ほとんど完全な均等分割の1例の他に、10 : 12 : 11とか10 : 11 : 9という分割比が近く、ほぼ均等に分けているというのが2例あり、それに対してもっとも差のあるのは10 : 7である。この10 : 7であってもそれほど大きな差はないといえる。このように、田を分割し、畑は連名という形で登録するのはすでに万治3年の取付帳から見られるので、これにより万治から延宝への家の増加も、この延宝8年の田の分割が示すような形でなされてきたと判断できよう。

そして、このことは、次の段階への家の増加も同じように田畑を分割しておこなわれたことを示している。20年後の元禄12年の取付帳によれば、屋敷持の年貢負担者は14軒であり、そのうち連名は3軒で、出てくる人名は結局18人となっている。この18人という人名総数は延宝8年の数と同じである。連名登録している家が延宝8年の5軒から元禄12年の3軒へ2軒減少し、年貢負担者が11軒から14軒へ増加したが、その出てくる人名の総数では変化がなかったのは、増加した3軒の年貢負担者が延宝8年の連名の家であったことを示している。すなわち、延宝8年の連名の家がそのまま個別の年貢負担者の家となって行くのであり、延宝8年の田の分割の様相はこれ以後の家数増加の内容を示しているのである。

以上のようにして、万治年間から40年間の家の増加は、田畑の分割によるものであつたといつてよいであろう。そこで次に、その分割の具体的様相を、馬引沢という一つの谷戸を中心にして形成されている集落に焦点をしばって検討しよう。

(2) 慶長検地帳における馬引沢

表17 馬引沢における分付主と分付百姓

分付主 分付百姓	四郎左衛門	修 理	げんば	自分の名前 のみで名請	計	馬引沢以外 での名請地	合 計
四郎左衛門	6. 6. 18				6. 6. 18		6. 6. 18
彦 右 衛 門	2. 0. 11				2. 0. 11	1. 1. 5. 07	1. 3. 5. 18
彦 次 郎	1. 5. 05				1. 5. 05		1. 5. 05
宗 十 郎	4. 3. 25	. 20			4. 4. 15		4. 4. 15
彦 太 郎	1. 1. 12				1. 1. 12		1. 1. 12
源 七 郎	3. 6. 12	3. 1. 11			6. 7. 23	1. 3. 4. 05	2. 0. 1. 28
彦 三 郎	3. 8. 13	4. 3. 21			8. 2. 04		8. 2. 04
源 三 郎	4. 0. 08	6. 04			4. 6. 12	1. 3. 06	5. 9. 18
市 兵 衛	8. 26				8. 26	9. 19	1. 8. 15
彦 兵 衛	7. 21				7. 21		7. 21
助 兵 衛		8. 02			8. 02		8. 02
助 七 郎		5. 6. 15	9. 09	1. 0. 08	7. 6. 02	1. 2. 6. 12	2. 0. 2. 14
弥 三		1. 2. 04	7. 14		1. 9. 18	1. 8. 28	3. 8. 16
喜 兵 衛		5. 1. 20			5. 1. 20	2. 9. 05	8. 0. 25
内 蔵 介		9. 9. 00		1. 9. 06	1. 1. 8. 06	8. 00	1. 2. 6. 06
甚 十 郎		2. 2. 08			2. 2. 08		2. 2. 08
徳 右 衛 門		1. 2. 18			1. 2. 18	7. 26	2. 0. 14
三郎左衛門		8. 13			8. 13	1. 4. 0. 09	1. 4. 8. 22
二郎左衛門		7. 24			7. 24	7. 4. 23	8. 2. 17
源 十 郎		1. 02			1. 02	1. 4. 23	1. 5. 25
修 理		3. 1. 29			3. 1. 29	3. 4. 2. 28	3. 7. 4. 27
源 六 郎			8. 02		8. 02	5. 7. 02	6. 5. 04
弥 五 郎			6. 28		6. 28		6. 28
計	2. 8. 9. 01	3. 9. 3. 11	3. 1. 23				

(注) 太線は分付主の自作地。

馬引沢における家々の形成過程を検討する前に、その出発点となった慶長3年検地帳に表現された馬引沢の様相を把握しておこう。

本村から南へ丘陵をこえた所に、乞田川の谷から細長く東南へ向って入り込んだ浸食谷を水田とし、その谷壁を畑として、農業生産をおこなってきた家々が馬引沢である。集落は谷戸の北側の斜面に大きく2区分されて立地している。

馬引沢は慶長3年の検地帳では第2冊の前半に登録されている。字名では極楽から始まり南田に至る10字で構成されている。極楽は谷戸の一番奥で、南田は谷戸を出て乞田川が形成する谷底部である。これらの字は、若干の変化はあるが、近世を通じて受け継がれ、明治に至る。したがって現在でもその位置をある程度知ることができる。

この部分の検地帳に出てくる名請人は、分付主が3人、分付百姓が21人である。その関係を表示化したのが表17である。まずこの3人の分付主を検討しよう。3人は四

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

表18 馬引沢における分付主の土地名請状況

分付主 字 地 目	四郎左衛門		修 理		げ ん ば	
	田	畑	田	畑	田	畑
極 楽	—	反 5.3.13	—	—	—	—
丸 山	反 1.3.26	6.7.04	—	—	—	—
の り こ い	9.07	2.6.09	—	—	—	—
み な み	3.4.25	.16	反 9.18	—	—	—
と う の ま へ	1.7.10	3.7.25	1.3.11	反 3.18	—	—
す け の や と	2.8.16	—	7.0.20	—	—	—
い な り ま へ	—	—	7.1.10	—	—	—
す は の 下	—	—	6.8.23	2.9.21	—	—
ち や う し や か い	—	—	5.2.11	6.0.17	—	反 2.4.25
み な み 田	—	—	1.18	1.1.24	—	6.28
合 計	1.0.3.24	1.8.5.07	2.8.7.21	1.0.5.20	—	—
	反 2.8.9.01	—	反 3.9.3.11	—	反 3.1.23	—

(注) 棒線にしたところは、その地字にはその地目が存在しないことを示す。

表19 分付主1人に従属する分付百姓の構成

分付主 分付百姓 名請地	四郎左衛門	修 理	げ ん ば	計
1.5 町以上	—	—	—	—
1.0 ~ 1.5	1	2	—	3
0.7 ~ 1.0	—	2	—	2
0.5 ~ 0.7	—	—	1	1
0.3 ~ 0.5	—	—	—	—
0.1 ~ 0.3	3(2)	3(1)	—	6(3)
0.1 以下	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)
計	5(3)	8(2)	2(1)	15(6)

(注) () 内はそのうち馬引沢のみに名請地があるもの。田畑面積は連光寺郷全体の合計。

四郎左衛門、修理、それに玄蕃である。四郎左衛門は自己の自作地を含め2町8反9畝歩、修理は同じく3町9反3畝歩で、玄蕃は3反2畝歩である。したがって、馬引沢の田畑は、基本的には、四郎左衛門と修理が所有支配していたことになる。その地域的分布をみると表18のようになり、四郎左衛門は谷戸の奥から菅の谷戸までであり、それに対して修理は菅の谷戸から南田までである。したがって、四郎左衛門は馬引沢の谷戸の奥半分を、修理は谷戸の前半分を所有支配しているが、その接点では混在しているのである。奥半分を名請している四郎左衛門は、この馬引沢に名請しているの

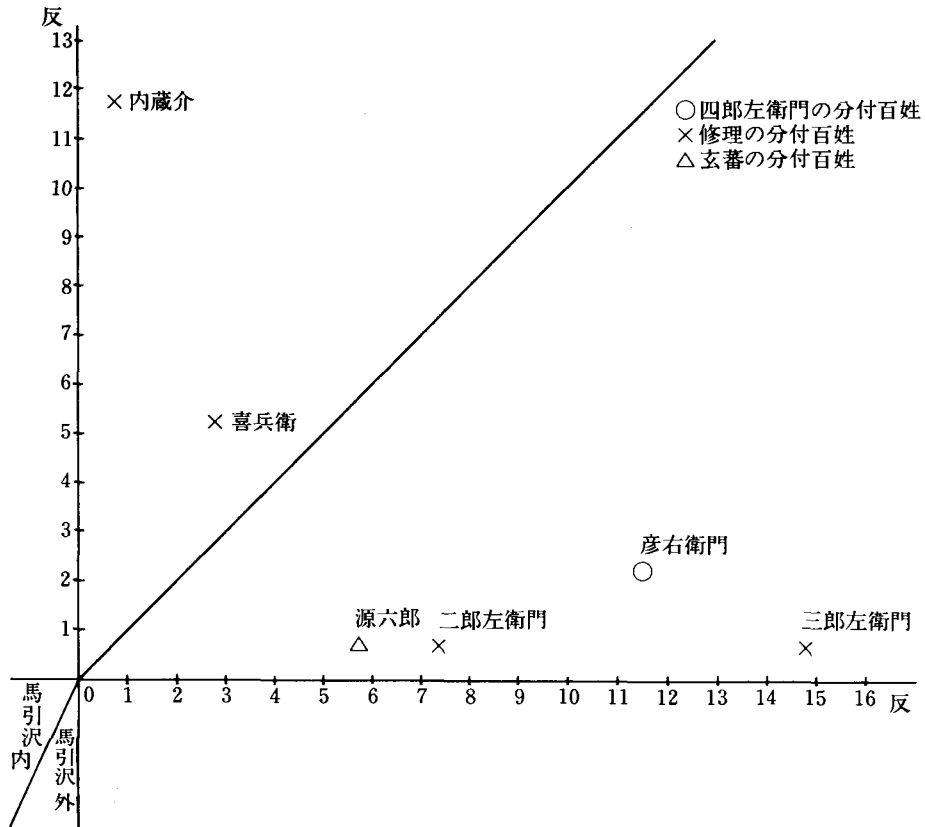


図2 分付主1人に従属する分付百姓上層の田畑分布

が全名請地であり、その屋敷7畝6歩が馬引沢にあったことは万治2年の名寄帳に出てくる馬引沢の四郎左衛門に受け継がれていることで判明するので、明らかに馬引沢に居住していたのである。それに対して、修理と玄蕃は本村の居住者で、修理は富沢家で、玄蕃は城所家である。修理と玄蕃は馬引沢の谷戸に田畑をもつだけであった。それでは、集落としての馬引沢の出発はこの四郎左衛門家のみであったのだろうか。この点を明らかにするためには、3人の分付主の下にいる分付百姓のあり方を検討しなければならない。

分付百姓として出てくる21人は、四郎左衛門のみを分付主としているのが5人、修理のみを分付主としているのが8人、玄蕃のみを分付主としているのが2人で、この特定の1人のみを分付主にして田畑を名請しているのは15人である。これら15人の全名請地の規模をみると、表19のように、大きく二つの層に分けられる。5反歩以上層と3反歩未満層である。3反歩未満では、当時の生産力と分業の段階では、再生産を

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

維持することはできないであろう。分付主の経営体の中に含まれていた親族員や従属百姓であったと考えられる。このことは、四郎左衛門の分付百姓の3反歩未満層4人のうち3人までが馬引沢にのみ名請地をもっていることと、修理の3反歩未満の分付百姓4人のうち2人が馬引沢以外、すなわち本村に田畑を名請していることによって判明するのである。

名請地5反歩以上の分付百姓6人はいずれも馬引沢以外にも名請地をもっている。その規模からみて、ある程度別の経営体として存在しうると思われるが、それが馬引沢であったか、本村であったかは、その田畑の存在する比重から推定する以外にはない。この6人は、図2によれば、圧倒的に馬引沢以外で田畑を名請している4人と、馬引沢での比率の高い2人に分けられる。前者の4人は本村に住む百姓で、四郎左衛門や修理と請作関係があるものであろう。四郎左衛門の分付百姓となっている彦右衛門も、本村の地域では修理を分付主として7反歩余、玄蕃を分付主として4反歩余を名請しているものであり、3人の分付主と請作関係にあった小百姓と考えられる。同様の姿は、馬引沢では修理のみを分付主としている三郎左衛門にもみられる。本村ではやはり修理と玄蕃を分付主としている。そして享保12年の「系譜書」では、三郎左衛門を「類知不申ゆ」と記して、他の家々と系譜関係や従属関係がない家であることを示しているのである。残りの二郎左衛門と源六郎は全耕地についてそれぞれ修理と玄蕃を分付主としているのであり、修理や玄蕃と親族関係にあった者が従属関係にあった小百姓であろう。源六郎についてはこの点をすでに指摘した。

これに対して、馬引沢内での名請地の比率が高い修理の分付百姓2人のうち、内蔵介は名請地の9割以上を諏訪の下と長者かいで名請しており、享保12年の「系譜書」には諏訪坂内蔵助として「百姓田畑山屋敷共手前分ニ而いたし」と記されているように、諏訪坂と呼ばれる馬引沢の出口の舌状に張り出した丘陵端に居住する、修理に従属する小百姓であったと考えられる。残りの1人は喜兵衛であるが、これは5反2畝歩の田をすべて菅の谷戸という馬引沢の中央部で名請している。そして注目されることは、その2筆には、小さく別筆で「惣」と書かれている。この別筆の記号は名前の頭文字であり、修理の分付地の多くには「忠」と書かれているが、これは修理の子の忠右衛門を意味すると考えられるので、この「惣」は惣という字が最初につく人名を示すものであろう。すると、万治2年の名寄帳に、修理の嫡系の孫である市郎兵衛を分付主にして登場しているのに惣兵衛というのがおり、下田を慶長3年の喜兵衛と同面積登録している。この惣兵衛は馬引沢に居住している。したがって、慶長3年の分付百姓の喜兵衛は修理に従属する小百姓で、馬引沢に居住していたと考えられる。

以上の検討によれば、馬引沢において特定の分付主の田畑のみを名請している分付百姓には3種類の存在形態が含まれていた。分付主の経営体に内包されていた者、分付主に従属している小百姓、分付主たちと請作関係にある小百姓であるが、このうち修理を分付主にして従属している小百姓の内蔵介と喜兵衛は馬引沢の住人であったと考えられる。

表20 複数の分付主に従う分付百姓の構成

分付主 分付 百姓名請地	四郎左衛門と修理	修理と げんば	計
1.5 町以上	1	1	2
1.0 ~ 1.5			
0.7 ~ 1.0	1		1
0.5 ~ 0.7	1		1
0.3 ~ 0.5	1	1	2
0.1 ~ 0.3			
0.1 未 満			
計	4	2	6

(注) 田畑面積は連光寺郷全体の合計。

(検地帳)

それでは、2人以上の分付主の田畑を馬引沢で名請している分付百姓の6人はどのような存在であろうか。馬引沢の中にいた者と考えられるかどうか検討しよう。表20のように、複数の分付主の田畑を名請しているのは6人であるが、四郎左衛門と修理を分付主にしているのが4人、修理と玄蕃を分付主にしているのが2人である。その本村も含めた全名請地の規模では、2町歩以上の源七郎と助七郎がいる。これはすでに述べたように、1軒の家を構成している小百姓で、田畑の中心が本村にあるので、本村の居住者であろう。同様に、4反歩以上を名請している彦三郎、源三郎、宗十郎なども1軒の家を形成していると考えられるが、それがどこに居住していたかは確定できない。その田畑の分布の比率が馬引沢に大であるところから判断すれば、馬引沢の居住者と考えべきであろうが、万治2年の名寄帳では、本村にも馬引沢にも、これらを継承したと考えられる者はいないし、享保12年の「系譜書」にも該当する人名が出てこない。少なくとも、延宝~享保期に存在した家々からは系譜はつながらない。あるいは、四郎左衛門とか内蔵介、喜兵衛の経営体の中に含まれていたのかもしれない。

冗長になりすぎたきらいがあるが、慶長3年の検地帳に表現された内容を検討した。その結果、馬引沢の中世末の構造は、谷戸の奥半分は四郎左衛門がその親族員や従属百姓を使用して田畑を開発し、耕作にあたっていた。四郎左衛門に従属しつつも1軒の家を形成していた者も存在した可能性はあるが、今の所ははっきりしない。谷戸の出口の半分は修理の所有支配するところであった。検地に際しては分付主とされたが、本来はその土地を修理が所有し、実際の耕作は馬引沢の居住者である内蔵介と喜兵衛の2軒の小百姓がしていた。もちろん、その他に本村に居住する小百姓で四郎左衛門や修理の田畑を請作していた者もいるし、四郎左衛門や修理の経営体に家成員

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

として内包されていた者もいた。要約すれば、馬引沢の土地所有＝支配は四郎左衛門と修理，実際の耕作は四郎左衛門，内蔵介，喜兵衛の3軒を基本としてなされていたのである。

この3軒が形成する馬引沢はどのような集落景観をなしていたのであろうか。3軒は1か所にまとまっていたはいなかった。このことは万治2年の名寄帳，元禄5年(1692)の「地位本帳書出シ」，宝暦3年(1753)の「地押帳」などの記載を検討すれば明らかになる。慶長3年検地で四郎左衛門は7畝6歩の屋敷を名請し，四郎左衛門の親と考えられる馬引沢分新左衛門が1反12歩の屋敷を名請しているが，これらについて万治2年の名寄帳は四郎左衛門の所に「上田7畝6歩 屋敷田＝成」としているし，七兵衛の所には屋敷1反12歩としていて，それが継承されていることが判明する。この2筆の具体的な場所は，谷戸のもっとも奥まった所の南西側の斜面に互いに近接していたことが，宝暦3年の地押帳で前者が979番，後者が971，972番であることで判明する。また万治2年の名寄帳では，四郎左衛門に系譜がつながる主計と長左衛門の屋敷も上田になったと記されており，その場所もこれに近い，谷戸の北東へ別れて入った所と考えられる。そこは，宝暦3年の地押帳以降は，古屋敷と呼ばれているのである。これらのことは，慶長からしばらくの間の四郎左衛門およびその親族の家は馬引沢の谷戸のもっとも奥まった所にあったことを示している。それに対して，喜兵衛の後継者である万治2年の惣兵衛は2畝8歩の屋敷を登録しているのであるが，これは宝暦3年の地押帳には「坪屋敷2畝8歩」と記されている。この2畝8歩は慶長3年検地では弥二郎という田畑名請人としては名前を出てこない者の屋敷となっている。喜兵衛と弥二郎は同一の家の成員と推測される。この慶長3年検地に登録された屋敷を坪屋敷と呼び，その後の造成の屋敷はすべて検地帳の地目のまま下畑とか下田としているのである。2畝8歩の坪屋敷は馬引沢の谷の中央部の北側の谷壁にある。四郎左衛門の屋敷より300mは離れている。そして内蔵介は，享保12年の「系譜書」が諏訪坂と記しているように，馬引沢の谷戸が乞田川の谷と合流する所の北側の舌状に張り出した丘陵上に居住していた。慶長3年検地では7畝10歩の屋敷を名請しているが，これはすでに万治2年の名寄帳では消えてしまっている。その所在地は判らないが，宝暦3年の地押帳に古屋敷という字が諏訪坂の地域にあるので，あるいはそこかもしれない。したがって，この3軒の家は一つの集落を形成していなかったのである。谷戸の奥，谷戸の中央部，谷戸の出口にそれぞれ点々と屋敷があったのであり，散村ともいべき景観であった。

(3) 近世村落としての馬引沢

以上が近世村落の出発点となった馬引沢の様相であった。次に、この3軒の家からどのように家々が形成され、延宝～元禄期の村落になったかを見よう。

万治2年の名寄帳に記載されている名前と所持地構成、享保12年の「系譜書」の記載、連年の年貢取付帳による継承関係等から判断すれば、その家の形成過程を明らかにできる。

万治2年の名寄帳に登場する馬引沢の居住者は9人と考えられる。この9名は、その記載形式で区分すると、馬引沢分という肩書がついているのが5人、一郎兵衛分となっているのが4人となる。

前者の馬引沢分と記されている四郎左衛門、七兵衛、主計、長左衛門、勘左衛門は、いずれも万治年間以前には屋敷が谷戸の奥にあったことを指摘したが、享保12年の「系譜書」によれば皆慶長3年の検地の分付主の1人である四郎左衛門の聳とか子ということになっている。したがって、馬引沢分というのは慶長3年検地における四郎左衛門分を引き継いだものと考えてよいであろうが、それが地名になっていることは注目される。すでに上下的な社会関係を示す分付記載ではないのである。

後者の一郎兵衛分の一郎兵衛は富沢修理の孫の名前である。すなわち、慶長3年検地の修理分と分付されていた土地を継承しているものといえよう。分付が地名ではなく、人名として残っているのは、なお一定の上下的な関係が残されていたことを示している。この一郎兵衛分とする4人のうち、惣兵衛は、すでに検討したように、谷戸の中間に居住していたと考えられる慶長3年検地の喜兵衛家であり、他の久左衛門、甚七郎、久兵衛の3人は慶長3年検地の内蔵介の後継者である。

表21 馬引沢における万治2年の農民構成

名	前	本田・本畑	新田・新畑	計
馬 引 沢 分	四 郎 左 衛 門	反 7.9.01	反 6.8.10	反 1.4.7.11
"	七 兵 衛	8.0.12	2.8.29	1.0.9.11
"	主 計	8.1.06	1.6.24	9.8.00
"	勘 左 衛 門	5.0.13	5.9.13	1.0.9.26
"	長 左 衛 門	1.0.9.12	7.7.14	1.8.6.26
一 郎 兵 衛 分	惣 兵 衛	8.3.03	1.7.12	1.0.0.15
"	勘 七 郎	7.7.09	2.0.05	9.7.14
"	久 兵 衛	9.3.00	1.8.19	1.1.1.19
"	久 左 衛 門	7.2.14	6.1.07	1.3.3.21

出典：万治2年名寄帳。

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

この9人の所持規模は表21に示したような構成である。このうち、四郎左衛門、七兵衛、主計の3人の本田畑の規模がほぼ等しく、恐らく同時的に互いに田畑を分け合って3軒になったのであろうと、すでに述べた。同様に、久左衛門、甚七郎、久兵衛の本田畑の所持規模も比較的近く、10:11:13という比率になっている。内蔵介から3軒への分立がこのように比較的近い規模の分割によってなされたものであろう。

このように比較的近い規模の本田畑を所持するこれらの家は、分立後それぞれの家の労働力を基礎にして新田畑の開発を推進したのであろう。9軒の家は、最低で1反7畝歩、最高で6反8畝余の新田畑を登録している。そのことにより、本田畑のみでは1町歩以下の家々がいずれも1町歩前後かそれ以上の規模になっているのである。このことが次の段階における家々の分立を可能にしているといえよう。

慶長3年検地の3軒から万治2年名寄帳の9軒へと家が増加したことはまた集落の形成過程であった。万治2年の名寄帳には、すでに述べたように、四郎左衛門、七兵衛、主計、長左衛門の上田の所に「屋敷田=成」と書かれており、それらの所在は谷戸の奥まった所であったが、そこを居住地としては放棄したことを示している。後の宝暦3年の地押帳によって新しい屋敷を見ると、いずれも谷戸の北東側の谷壁に並ぶように配置されていて、谷戸の中間に元からあった惣兵衛（慶長3年検地の喜兵衛）との間に連続性ができている。慶長段階には散村ともいべき景観をなしていたのが、この家の成立してくる中で、居住地を移動させ、馬引沢の谷戸の中間に一列に並ぶ形の集落になってきたのであり、この動向は万治以降の家の分立によってさらに強められる。そして、馬引沢は谷戸の中間の家々と出口の諏訪坂の家々の二つの小集落によって構成されるという現在の集落景観が成立した。

万治2年以降の連年の年貢取付帳により、この9軒の家の変化を追うと、10年後の寛文10年（1670）には、年貢負担者としては9軒であるが、登録されている人名は16人である。連名の登録があるからである。四郎左衛門と喜左衛門はすでに万治3年から連名である。また万治2年の勘左衛門が勘左衛門と市郎右衛門に分かれて、田を分割しながらも、畑は連名で年貢を負担している。これと同じ形態で負担しているのが他に3例ある。これらのうち、長左衛門と久左衛門がそれぞれ3軒に分かれたのは寛文2年（1662）で、このときは長左衛門3人、小兵衛3人というように、代表者1人の名前のみ記載される形式で年貢を負担している。以上により、万治2年以降の10年間に9軒の家から16軒へと順次増加してきたことが判明する。このような増加の結果を万治2年の名寄帳の記載に対応させるために、何某3人という複数で示したり、四郎左衛門・喜左衛門という連名にした。そして後には、田はそれぞれ別々に負担し、畑

表22 馬引沢の家の継承関係

慶長3年(1598)				万治2年(1659)				寛文10年(1670)				延宝8年(1680)				元禄3年(1690)				元禄12年(1699)							
名前	田	畑	計	名前	本田畑	新田畑	計	名前	田	畑	計	名前	田	畑	計	名前	田	畑	計	名前	田	畑	計				
四郎左衛門分	反 8.9.00	反 2.0.0.01	反 2.8.9.01	四郎左衛門	反 7.9.01	反 6.8.10	反 1.4.7.11	四郎左衛門 喜左衛門	反 6.8.03	反 8.8.15	反 1.5.6.18	清左衛門 千太郎	反 6.8.23	反 8.8.15	反 1.5.7.08	清左衛門 喜兵衛	反 2.9.26	反 3.8.04	反 8.8.15	反 1.5.6.15	清左衛門 喜兵衛	反 2.9.19	反 3.8.04	反 8.9.15	反 1.5.7.08		
				七兵衛	8.0.12	2.8.29	1.0.9.11		七兵衛	5.0.06	7.2.14		1.2.7.20	七兵衛 リ兵衛	5.0.06		7.2.14	1.2.2.20	里左衛門 里兵衛	2.5.18 2.4.18		7.3.24	1.2.4.00	茂右衛門 里兵衛	2.1.16 2.4.18	7.1.14	1.1.7.18
				主計	8.1.06	1.6.24	9.8.00	平右衛門	4.6.14	6.1.08	1.0.7.22	平右衛門	4.6.14	6.1.08	1.0.7.22	平右衛門	3.6.14	7.1.08	1.0.7.22	惣兵衛	3.6.14	7.1.08	1.0.7.22	惣兵衛	3.6.14	7.1.08	1.0.7.22
				勘左衛門	5.0.13	5.9.13	1.0.9.26	勘左衛門 市郎右衛門	3.9.27 3.8.11	7.2.25	1.5.1.03	奎左衛門 安左衛門	3.9.27 3.8.11	7.2.25	1.5.1.03	奎左衛門 安左衛門	3.9.27 3.8.11	7.2.25	1.5.1.02	奎左衛門 一郎右衛門	4.0.11 3.8.17	7.3.13	1.5.2.11				
				長左衛門	1.0.9.12	7.7.14	1.8.6.26	長左衛門 新右衛門 七右衛門	2.9.24 3.3.01 2.8.05	1.3.8.08	2.2.9.08	伊兵衛 新右衛門 七右衛門	2.9.24 3.3.01 2.8.05	1.3.8.08	2.2.9.08	長左衛門 金左衛門 七右衛門	2.9.18 3.2.08 2.2.05	4.4.01 4.7.24 5.2.19	7.3.19 8.0.02 7.4.24	長左衛門 弥兵衛 七郎兵衛	3.4.24 3.1.29 2.2.23	4.4.01 4.8.19 5.6.04	7.8.25 8.0.18 7.8.28				
修理分 喜兵衛	5.1.20	2.9.05	8.0.25	惣兵衛	8.3.03	1.7.12	1.0.0.15	相兵衛	6.2.24	5.9.09	1.2.2.03	清兵衛 甚兵衛	6.2.24	5.9.09	1.2.2.03	清兵衛 甚兵衛	6.2.24	5.9.09	1.2.2.03	弥惣兵衛 甚兵衛	4.1.11 2.1.13	4.0.02 2.4.20	8.1.13 4.6.03				
修理分 内蔵介	6.2.05	6.4.01	1.2.6.06	勘七郎	7.7.09	2.0.05	9.7.14	市右衛門 五兵衛	4.0.15 3.0.19	3.1.23	1.0.2.27	市右衛門 五兵衛	4.0.15 3.0.19	3.1.23	1.0.2.27	一郎左衛門 五兵衛	4.0.15 3.0.14	3.1.23	1.0.2.22	一郎左衛門 五兵衛	4.0.15 3.0.14	3.2.05	1.0.3.04				
				久兵衛	9.3.00	1.8.19	1.1.1.19	久兵衛	5.5.04	6.3.08	1.1.8.12	平左衛門	5.5.04	6.3.08	1.1.8.12	平左衛門	1.5.01	4.5.02	6.0.03	平左衛門	1.5.15	3.2.05	4.7.20				
				久左衛門	7.2.14	6.1.07	1.3.3.21	小兵衛 久左衛門 五左衛門	2.5.23 2.4.13 2.4.24	7.9.08	1.5.4.06	忠兵衛 八兵衛 門三郎 助三郎	2.2.18 2.4.13 2.7.27	7.9.08	1.5.4.06	忠兵衛 久左衛門 茂兵衛 助左衛門	2.2.18 2.4.13 1.3.22 1.4.05	2.9.27 2.2.20 1.2.18 1.4.03	5.2.15 4.7.03 2.6.10 2.8.08	忠兵衛 久左衛門 茂兵衛 助左衛門	2.2.18 2.4.13 1.3.22 1.4.05	2.9.27 2.2.20 1.4.16 1.5.26	5.2.15 4.7.03 2.8.08 3.0.01				
3	3	3	3	9	9	9	9	16	15	9	9	19	15	9	9	19	18	14	14	19	19	15	15				
検地帳				名寄帳				年貢取付帳				年貢取付帳				年貢取付帳				年貢取付帳							

は連名で負担するという形に進んでいる。これらの諸形式はあくまでも名寄帳に対応させるためのもので、実際には複数や連名で登場した段階に家として分立し、別々の経営をしていたものと考えられよう。それでなければ複数や連名でわざわざ表示する意味はないであろう。

万治2年以降のこのような家の増加の様相をまとめると表22のようになり、寛文10年から10年後の延宝8年(1680)までに、それまでに分立しなかった家で分割がおこなわれ、家が増加している。そして人名は19人となっている。そして名前数としてはほぼこの20人前後に近世を通じて固定する。これ以降の動向は年貢負担の形式が変化するのである。たとえば2人の連名で田畑の年貢を負担していた四郎左衛門・喜左衛門は貞享2年(1685)以降田を別々に負担し、畑のみ連名という形式になっている。これと同様なのが七兵衛の継承である利兵衛と七兵衛で、元禄3年に田は別、畑は連名となっている。そしてまた、それまで田は別、畑は連名という形であったのが完全に田畑とも別々に分けて年貢を負担するようになる。長左衛門・新右衛門・七右衛門は貞享2年にそのようになっている。この単独負担→代表負担→連名負担→田のみ分割負担→田畑完全分割負担という形式の変化は、すでに代表負担か連名負担の段階に別々の家として分立していたのが、次第にその相互の関係をうすめ、完全に別個の家として村の中に存在するようになっていくことを支配機構が承認していく段階を示すものであろう。そして、すべての家が連名をやめ別々に年貢を負担するのは18世紀中期の寛延年間になってからである。

以上の経過を整理すると、表22に示したようになる。慶長3年の3軒から出発した馬引沢は集村化して万治2年に9軒、寛文10年には16軒、延宝8年に19軒となり、この19軒前後で固定される。

(4) 田畑分割による家の成立

9軒から19軒に増加する過程の田畑分割の様相をみよう。田畑の分割の内容はまず田について明白にできるので、その分割比を年代順に並べてみると表23のようになる。この分割比をみると、圧倒的にほぼ等しく分割しているといえる。完全に不均等といえるのは、10:13の清左衛門と喜兵衛、10:5の弥惣兵衛と甚兵衛の2例のみである。この分割した田の具体的配置関係を明らかにできる史料としては、元禄5年の「地位本帳書出シ」とそれを具体的位置に比定できる明治2年(1869)の「簞画図面」である。この2史料はいずれも水田のみを記したものであるから、この点からも畑については知ることができない。以下、この史料で明らかになる事例の検討を進めよ

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

表23 馬引沢における水田分割の様相

分立年代	名 前	面 積	分 割 比
寛文6年	長左衛門：新右衛門：七右衛門	$\overset{\text{反}}{2.9.24} : \overset{\text{反}}{3.3.01} : \overset{\text{反}}{2.8.05} = 10 : 11 : 10$	
"	市右衛門	： 五兵衛 = 4.0.15	： 8
"	小兵衛：久左衛門：五左衛門	= 2.5.23 : 2.4.13 : 2.4.24 = 10	： 9 : 10
寛文10年	勘左衛門	： 市郎右衛門 = 3.9.27	： 10
元禄3年	清左衛門	： 喜兵衛 = 2.9.26	： 13
"	里左衛門	： 里兵衛 = 2.5.18	： 10
"	茂兵衛	： 助左衛門 = 1.3.22	： 10
元禄12年	弥惣兵衛	： 甚兵衛 = 4.1.11	： 5

(注) 年貢取付帳より作成。

表24 四郎左衛門と喜兵衛の水田分割

字	品 等	地 積	名 前
いなり前	中 田	7.08	四郎左衛門
	"	7.08	喜兵衛
	"	1.28	"
	"	1.28	四郎左衛門
	下 田	5.10	"
	"	5.10	喜兵衛
すけの谷	下 田	.25	四郎左衛門
	"	8.16	喜兵衛
	"	2.03	四郎左衛門
	"	4.23	"
堂の前	下 田	4.13	"
	"	2.07	"
	上 田	7.06	喜兵衛
池の上	下 田	2.02	"
	"	1.02	四郎左衛門
	"	5.24	喜兵衛

(注) 元禄5年「地位本帳書出し」より作成。

う。

四郎左衛門の田畑を分割して別れた清左衛門と喜兵衛は2番目に分割差が大きい事例であるが、その水田の具体的配置をみると表24のようになる。稲荷前にある中田と下田の3筆それぞれを均等に分割しあっている。それに対し菅の谷から奥の水田はそれまでの1筆を単位に振り分ける形で分割している。それでも一括性はなく、ある程度交互になるようにしており、各字内における所持の規模はほぼ等しくなるようにしている。唯一の上田はかつての屋敷地であるが、それを喜兵衛が所持するに至ってい

表25 柰左衛門と安左衛門（一郎右衛門）の水田分割

字	品等	地積	名前
いなり前	下田	反畝 1.4.06	一郎右衛門
すけの谷	下田	6.01	〃
		2.04	〃
		.15	〃
		2.4.20	柰左衛門
堂の前	下田	1.06	一郎右衛門
		1.06	柰左衛門
古屋敷下	下田	1.4.15	一郎右衛門
		1.4.15	柰左衛門

(注) 元禄5年「地位本帳書出シ」より作成。

表26 長左衛門と弥兵衛と七郎兵衛の水田分割

字	品等	地積	名前
かうのす	下田	反畝 2.22	弥兵衛
すけの谷	下田	1.3.18	長左衛門
		3.22	弥兵衛
		7.06	〃
		.21	〃
		1.15	長左衛門
北脇	〃	1.0.09	七郎兵衛
堂の前	下田	7.17	〃
		.26	〃
	中田	1.19	弥兵衛
		9.27	〃
		.23	長左衛門
〃	6.26	〃	
丸山下	下田	5.20	七郎兵衛
池の上	下田	6.06	〃
		3.01	弥兵衛
		5.23	〃
		5.26	長左衛門
		6.23	七郎兵衛
		.18	〃
		1.00	長左衛門

(注) 元禄5年「地位本帳書出シ」より作成。

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

る理由は判らない。四郎左衛門の居住地は万治以降谷戸の中間の東北斜面に位置して、現在に及んでいる。それに対して喜兵衛はそれと反対側の斜面に屋敷をかまえていたが、文政10年（1827）以降は、清左衛門の住む側の諏訪坂に近い所に移り、今日まで存続している。

田をほぼ等しく分割している左左衛門と安左衛門（元禄5年には一郎右衛門）の様相は表25のごとくである。この2人は古屋敷下と堂の前では各1筆の田をそれぞれ均等に分けている。稲荷前と菅の谷の田は、左左衛門が1筆で2反4畝20歩、一郎右衛門が4筆で2反2畝26歩となり、ほぼ合計で等しくなるようにしている。この左左衛門の1筆で2反4畝歩というのも、宝暦3年の地押帳によれば、3筆になっている。また古屋敷下の1反4畝15歩ずつの均等分割も、それぞれ一括して所持しているのではなく、明治2年の図面によれば、2反9畝歩の田が6筆に分けられ、それを交互に持っているのである。このように2人はそれぞれの字で耕地を散在させ混在させる形で分け合い、互いに生産条件を等しくしているといえよう。2人の先祖は勘左衛門であるが、その屋敷地はすでに述べたように、この2反9畝歩の田の北側の斜面にあった。それは、宝暦3年の地押帳に宇古屋敷として山が6畝20歩登録されているのである。恐らくここがかつての屋敷であろう。それが万治年間に至る過程で、谷戸の中間に移り、さらにこの2軒は屋敷を並べるようになってきているのである。

長左衛門の継承者は寛文以降3人になっているが、その元禄5年の様相は表26のとおりである。年貢の負担量を示す取付帳に比較すると、これでは弥兵衛、七郎兵衛の面積が多くなっており、やや不明確な点が残るが、しかしこの場合でも3人は基本的な字である菅の谷、堂の前、池の上の3字のそれぞれでほぼ同じように田を所持するようにしている。ただ1筆の土地を分け合うという形式はないようにみえる。すでに存在した田を分筆することなく、1筆単位に互いに配分しているのである。この3人の先祖長左衛門は、万治2年の名寄帳では1反2歩の屋敷を上田にしたとあり、やはり屋敷を移動させている。

万治2年の久左衛門は寛文以降3軒に分立し、さらにその1人の五左衛門を継承したのがまた2軒に分立したので、結果としては元禄3年には4軒となって田畑とも分割しているのであるが、その水田の所持の様相をみると、やや違っている。田を各地に散在させる形で分け合っていることは明らかであるが、その中心地がある。そこでは一括所持の傾向が強いのである。なお、この4人がそれぞれ最終的に田畑を分割して年貢を負担するようになったのは元禄3年であるが、この分割に際して4人は立会い、確認書を作成して、名主へ提出している（表27）。

表27 忠兵衛・久左衛門・茂兵衛（助左衛門）の水田分割

字	品等	地積	名前
かうのす	下田	反敵 8.06	助左衛門
忠兵衛せと	下田	1.08	〃
平左衛門前	中田	1.9.18	忠兵衛
はしと	下田	3.20	久左衛門
	中田	9.01	〃
	上田	3.00	〃
すは下	上田	7.00	茂兵衛
	中田	3.00	〃
	中田	6.04	久左衛門
こてつくほ	下田	1.18	助左衛門
うつこし坂下	下田	3.22	茂兵衛
打越	下田	2.18	久左衛門
	〃	3.03	助左衛門
	〃	3.00	忠兵衛

忠兵衛	2筆	反	2.2.18
久左衛門	5		2.4.13
茂兵衛 助左衛門	7		2.7.27

(注) 元禄5年「地位本帳書出シ」より作成。

表28 馬引沢における第1次分割

名前	面積	分割比
左左衛門	反 市郎右衛門=6.6.10 : 反 7.5.25=10	: 12
長左衛門:新右衛門:七右衛門	=7.3.19 : 反 8.0.02 : 7.4.24=10	: 11 : 10
市郎左衛門	: 五兵衛=4.1.19 : 3.7.26=10	: 9
忠兵衛:久左衛門:茂兵衛:助左衛門	=5.2.15 : 4.7.03 : 5.4.18=10	: 9 : 10
清左衛門	: 喜兵衛=8.5.09 : 4.9.10=10	: 5
茂右衛門	: 利兵衛=5.9.04 : 5.4.20=10	: 9
清兵衛	: 甚兵衛=8.1.13 : 4.3.03=10	: 5
茂兵衛	: 助左衛門=2.6.10 : 2.8.08=10	: 11

元禄5年の書出シによって判明する各事例を検討したが、このような分割の様相は田のみのことではなく、恐らく畑でもおこなわれているのであろう。畑の面積合計では多くがほぼ等しくしているが、その具体的な配分は明らかにできない。宝暦3年の地押帳はある程度教えてくれるが、すでに急速に階層分化が進行しつつあり、むしろそのことに対応して作成された地押帳であるから、当初の分割の様相を知ることはむ

4. 家の成立過程と分割相続——馬引沢を中心として——

表29 馬引沢における第2次分割

分立年代	名 前	面 積	分 割 比
宝永6年	平左衛門：弥左衛門	$4.6.09 : 7.09 = 10$: 2
正徳3年	長左衛門：弥五兵衛	$5.0.15 : 1.4.20 = 10$: 3
享保16年	惣兵衛：平右衛門	$6.6.02 : 7.2.13 = 10$: 11
元文4年	七郎兵衛：七右衛門	$3.9.16 : 4.4.25 = 10$: 11

ずかしい。そこで年貢取付帳において完全分割がなされた時点で、その面積の合計を比較することで、推測することにしよう。田畑を合計した面積でその分割比を出すと表28のようになる。17世紀後半に分立した家々の耕地全体の分割の様相は、清左衛門と喜兵衛、清兵衛と甚兵衛の2例を除けば、いずれもほぼ等しい分割を示している、水田の分割の様相と同じであるといえる。

以上は17世紀末までの家の分立の様相であるが、18世紀に入ってからもしばらくの間は家の分立がおこなわれる。その結果の田畑所持規模は表29のごとくである。18世紀以降の馬引沢における家の分立はわずかにこの4例のみであり、しかもそのうちの2例は、一方が田畑の大部分を継承して、他はごくわずかの田畑を分与されただけの零細な家として登場しており、2軒の間に大きな差があることは新しい動向として注目される。しかし、このような形での家の分出も18世紀後半にはなくなり、またこの2軒の零細な家も18世紀末には相前後してつぶれとなり姿を消してしまっている。したがって、明治6年(1873)の地租改正段階に存在した家20軒は、17世紀を通じて田畑をほぼ均等に分割して登場してきた家々が存続してきたものであるといえよう。もちろん、その間に階層分化は進行し、家々の所持規模に相当大きな較差が生じていたが、しかしこの家々の形成過程の特質はその後の家々のあり方を規定したものと予想しておこう。

これまでに何回も利用してきた享保12年の「系譜書」は、家々の分立がほぼ終了した段階にその系譜関係を整理して、家格を確定し、寄合の座席を固定化し、連光寺村の政治的秩序を維持しようとするためのものであったと考えられる。このような「系譜書」が作成されたこと自体、日常的な社会関係ではそのような系譜関係が明確でなかったことを意味する。政治的な意図をもって名主が作成した「系譜書」であり、種種の作為がなされているとも考えられるが、当時の馬引沢は富沢家の直接的な土地支配の対象ではなかったため、相対的にはより事実を伝えていよう。ここで馬引沢の各家について「系譜書」の記すところを表示化すれば図3のようになる。

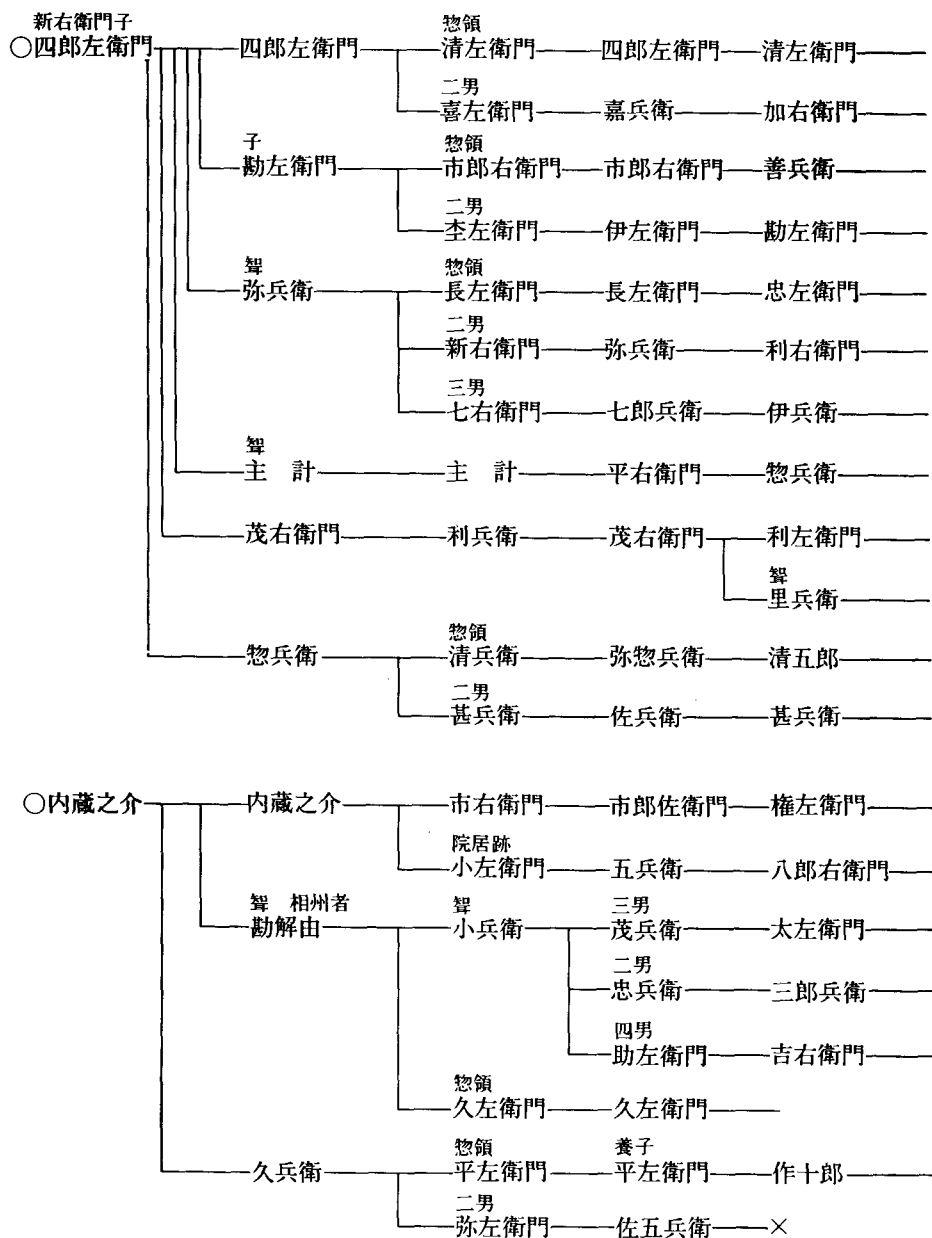


図3 享保12年「系譜書」による系譜関係

この「系譜書」によれば、四郎左衛門と親族関係が明白にあって分立しているのは勘左衛門と喜左衛門であり、弥兵衛、主計は四郎左衛門の聾、茂右衛門と惣兵衛は四郎左衛門と関係あるとは示しているが、その関係が何であったのかは明らかでない。そして惣兵衛については富沢家から田地山をもらって百姓になったと記されている。

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

このことは慶長3年検地帳・万治2年名寄帳に対応している。内蔵介の家では、五兵衛が「内蔵介院居跡」とあり、恐らく内蔵介が次男（万治2年の甚七郎）を連れて隠居分家をしたものであろう。久兵衛は内蔵介子となっている。それに対して久左衛門、小兵衛は内蔵介曾の勘解由に始まっている。これらの記述は、近世初頭に曾という形で伝えられるような非血縁の家成員が多くいたことを示しているが、この曾という表現は非血縁ではあるが、従属百姓ではなかったことをいうのであろうし、それへの田畑の分割が相当多かったこともそれを裏づけている。また隠居分家制がおこなわれていたことも注目される。隠居分家は本村にも事例がある。

この「系譜書」は全体としては検地帳、名寄帳、年貢取付帳等から作成した馬引沢の百姓の田畑の分割による継承（表22）と対応している。この両者を総合すれば、その分立の当事者の関係と分立段階での家産分割の状況を知ることができることになり、今までもしばしば利用してきたのである。

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

（1）村落機構

1960年代までの馬引沢は35軒ほどの農家に若干の非農家を加えた40軒余りの村落として存在していた。現在は急速に宅地化しつつあり、その家数は把握できない。ここでは歴史的性格を明らかにするのが目的であるから、旧来からの農家を中心とした、より伝統的な組織に焦点を合わせる。

大字としては連光寺全体として一つであり、これは近世の連光寺村をそのまま継承したものである。しかし、村落としては馬引沢が一つのまとまりをもって近世以来存在した。それをはっきり示すのが神社である。

『新編武蔵風土記稿』によれば、神社は3社ある。春日社は本村の鎮守、諏訪社は馬引沢の鎮守、八幡社は下河原の鎮守としており、すでに当時も連光寺全体の鎮守はなく、それぞれの集落単位ごとに氏神があったことを示しており、このことは各集落が別の村落として存在したことを意味しよう。

諏訪社は『風土記稿』に「見捨地三畝余、村の西乞田村境の山上にあり、丘下より二町余をのぼりて社前に至る、本社は小祠にて上屋あり、二間半四方、巽向、馬引沢の鎮守なり、例祭九月二十七日」と比較的詳細に記述されている。ニュータウンの区画整理までは馬引沢の谷戸の出口の南側の丘上にあつて、谷戸の奥の方を向いて立っていたが、現在は川の横に移されている。祭日は、明治以降は実質的に2か月繰り上

げられて、8月27日におこなわれてきた。特別な神事はないが、26日がヨミヤ、27日が祭礼で、両日神社へ人々は参詣して、そこへ詰める。この祭礼の準備とか世話をするのはネンバン（年番）と呼ばれる4軒の家である。この4軒の年番は8月26日以前からちょうちんの張り替えをし、注連飾りを作り、供物の準備をする。そしてヨミヤと祭礼には神社に詰めて世話をする。年番はその名称が示すように当番制で、1年交替で馬引沢の家が谷戸の出口の諏訪坂の方から4軒ずつ担当する。年番の1年間は諏訪神社のあらゆることを世話するのである。年番は祭日の翌日の28日に費用の勘定をすませて交替する。

政治機構としての馬引沢は区長がいた（2年任期）。しかし、これは戦争中以降の設置であり、その機能も役場との連絡にかざられている。馬引沢の共同作業、共有財産等を中心にした村落の運営に関して活動するのは、区長設置よりもずっと昔からあり、近年まで生きていたツキバン（月番）である。これも各戸の順番担当制で、20年ほど前までは半月交替で2軒ずつがやはり谷戸の出口の方から順番に担当したが、その後1月交替の3軒担当に変更された。月番は馬引沢のあらゆる仕事をその1か月間（以前は半月間）担当した。そして次の月番へ月番箱を受け継いでいく。この箱には「行事」と記したちょうちんと「月番帳面」が入っている。帳面には担当した1か月の行事や決定事項を記録した。

共同作業はムラシゴト（村仕事）と呼ばれ、馬引沢の各戸から1人ずつ、男が出るのが原則であった。仕事の中心は道普請で、普通は春と秋の彼岸の中日を原則としている。全戸を地域的に3区分して、その中の家がその地区の道路を担当するという形式をとっていた。

馬引沢には現在クラブと呼ばれる公会堂（馬引沢生活改善センター）が谷戸の中間で諏訪坂と奥の家々の境の所にあり、ここで寄合がおこなわれる。公会堂ができる以前は、公的なものは薬師堂で、他の講行事の多くは各戸が順番で担当するヤド（宿）でおこなわれた。

馬引沢全体が集まる会合としては、ムラの寄合があるが、定例的なものはなく、必要に応じて月番からフレ（触れ）が出されて、公会堂へ集まる。それに対して、懇親会的性格をもつものとして、正月元旦の神社での年始と祭礼の夜があり、また現在でもハルナ（榛名）講が盛んにおこなわれている。榛名講は4月に4人をくじ引きで決めて、その人が代参する。榛名からお札をもらって帰ってきた翌日に、オフダワケノオヒマチ（お札分けのお日待）を公会堂でおこなう。公会堂建設以前はヤドでした。このお日待には料理も出されるが、これは代参者4人の家で準備する。しかし以前

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

は、やはり谷戸の下から奥へ家順に2軒ずつ交替で担当する当番が各戸より米を集めて、料理を作った。このような講集団の色彩をもった村落行事としてはミタケ（御嶽）講がある。現在は榛名講と合同してしまったが、以前は別々におこない、2人をくじで決めて、武州御嶽へ代参していた。この他にも、以前は馬引沢全体の寄合の行事がいくつもあった。3月初寅の日のトラビマチ（寅日待）で、これはやはり当番2軒が各戸より米を集め、当番とは別に回っているヤドでオケンチンを作り、それを食べるのである。また二百十日のカザマツリ（風祭り）正月というのもあった。いずれも戦争中から姿を消してしまった。なおこの各種の行事の当番になったり、馬引沢の仕事に出たりすることをブという。

また寄合はないが、馬引沢の全戸が皆休みをとるように決められているのにナエフリ（苗振り）正月とウエタアガリ（植田上がり）正月がある。前者はナエマ（苗間＝苗代のこと）を全戸が作り終えた後3日間、後者は田植えが全戸で終了した後3日間、いずれも月番が期日を決めて各戸にイイツギでフレを出して休みにするのである。

以上のように、神社祭祀もムラの運営も、各戸が同じように義務を負担する形でおこなわれており、それをもっともはっきり示しているのが年番・月番・当番という呼称であろう。すなわち、「番」の原理によって村落運営がなされていたのである。

（2）生活互助組織

冠婚葬祭を中心にした家々の生活互助組織としては、講中、組合、地親類がある。いずれも1軒の家に対し重層的に存在し、相互に機能を分担している。

葬儀の場合にもっとも明確に出てくるので、まずそれからみよう。ある1軒の家で死者が出ると、まずその家のジシムルイ（地親類）にそのことを連絡する。すると地親類はそのことを、不幸が出た家が属するクミアイ（組合）の家々に連絡すると共に、不幸のあった家へ行き、それ以降葬儀の執行の一切の責任をもつ。まず、組合の者が集まると、そこで各関係者に死亡を通知するヒキヤク（飛脚）、葬儀に必要な物を買って求めるカイモノ（買物）の役を決める。そして馬引沢の他の家々へ連絡される。お通夜には講中の人が集まり念仏をし、葬儀の日には講中の人々が4人担当して墓穴掘りをする。

この種類の組織のうち、講中と組合は一定のメンバーシップをもった定型的な団体である。それに対して、地親類はそれぞれの家によって異なるものであり、団体を形成せず、自己中心的な社会関係といえる。次にそれらの具体的様相を馬引沢のうち、谷の中にある家々を対象にして明らかにしよう。

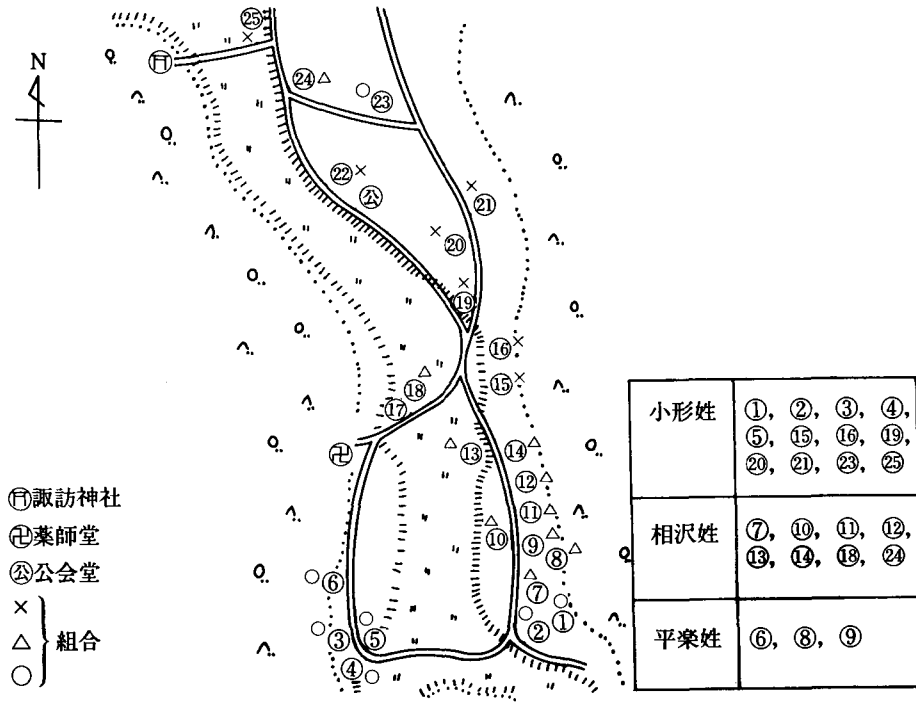


図4 馬引沢講中の概観図（区画整理前）

馬引沢は一つの村落であるが、集落形態としては馬引沢の中を2区分できる。増田姓の家々を中心にして構成される、谷戸の出口に舌状に張り出した丘陵上の小集落と、小形、相沢、平楽等の姓によって構成される、谷戸の中の北東斜面に列状に並ぶ小集落にである。この区分を使用するとき、地元の人々は、前者を諏訪坂、後者を馬引沢と呼んでいる。ここでは、馬引沢の中の小集落馬引沢を対象とすることになる。

小集落馬引沢は、近年の他所からの移住者を除くと、25軒の家によって構成されている。小形姓、相沢姓、平楽姓の三つの姓を中心にしており、他姓の家は例外的存在である。その家の配置は図4のごとくで、谷戸の北東側の斜面に19軒、その反対側に6軒である。

〈a〉 講中 講中はこの25軒全体、すなわち小集落馬引沢のことである。それに対して、諏訪坂はまた一つの講中なのである。講中の仕事は、お通夜のときの念仏と葬式の日の墓穴掘りである。墓穴掘りは4軒の家から男の人が出てするのであるが、家順というわけではなく、講中が集まったときに、葬式を出す家、地親類、組合の家を除いた残りの家から決める。しかし、もちろん特定の家に固定されているのではな

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

く、平均すれば同じように担当していることになる。

この講中の組織が近世からの存続であることは墓地の使用と対応していることによって判る。小集落馬引沢の家々は、近世には薬王寺といった薬師堂の横に墓地をもっている。同じように小集落諏訪坂の家々も谷戸の出口の乞田境に墓地を共有している。この面からいえば、墓地の共同利用者の組織が講中といえる。小集落馬引沢の薬師堂の横の墓地の入口には地藏が立っているが、その台座には「念仏供養塔、寛政三辛亥年三月吉日、講中十三人」と刻されている。この講中13人とは、小集落馬引沢の当時の家数に一致する。

〈b〉**組合** 組合は馬引沢講中＝小集落の中に三つある。講中を3区分しているといっ
てよい。それぞれの組合には正式の名称はないが、ここでは土地の人々がときによ
っては使用する上・中・下^{かみ}・下^{しも}という分け方を仮に採用しておく。上・中・下というよ
うに、組合はほぼ地域的に3区分されているが、完全なまとまりを示しているわけでは
ない。上の組合は谷戸の一番の奥にある小形姓の家々を中心にしたもので、それに接
した平楽姓の1軒が加わっている。したがって、家番号①～⑥で、地域的にまとまっ
ているが、他に家番号⑳の小形姓の家が1軒入り、合計7軒である。中の組合は小集
落の中間にあり、相沢姓の家を中心に、平楽姓の家が加わっているが、さらにここ
でも、⑰・⑱・㉑が入って、飛び離れた形である。下の組合は小集落の中でもっとも下
にある家々の組合で、小形姓の家々で構成されるが、他に㉒の永井家、さらに地域
的には諏訪坂とも考えられる所に居住する㉓が入っている、7軒の組合である。この配
置からみると、3組合はそれぞれ谷戸の列状に並んだ家々を3区分する形になっ
ていながら、同時に谷戸の下の方に1・2軒ずつ仲間をもっていることが判る。したが
って、集落の下の末端の家々だけを見ると、組合は地域的なまとまりがなく、混在し
ているようにみえる。しかし、これらの家々は、その成立をみるといずれも新しいこと
が判る。そして、それらは分出した本家の組合に帰属しているのである。馬引沢で
は、分家を出すと、その分家を組合に加入させてくれと、分家の家へ組合の人々を呼
び酒を出すことになっている。分家による家の増加は、それが馬引沢の内であれば少
し距離があっても、その本家の組合に加入するので、地域的なまとまりを少なくし、混
在させる傾向を作ってきたといえる。そこで、逆に、このような新しい分家を除けば、
以前の組合はすべて地域的にまとまり、谷戸の中を3区分していたことが判明する。
古くからの家でありながら離れているのは、わずか㉔の1軒である。この㉔は文政10
年に今の所に屋敷を移したもので、それまでは薬師堂の近くにあったのであり、その
当時は上の組合として互いに近接していたといえる。そしてこのことは、文政10年以

表30 五人組の組み合わせの変化と組合

正徳4年		宝暦3年		天明3年		寛政元年	家 番号	現在の 組合
長左衛門		長左衛門		長左衛門		長左衛門	⑪	△
七郎兵衛		七郎兵衛		伊兵衛		伊兵衛	⑦	△
甚兵衛		甚兵衛		平右衛門		平右衛門	⑧	△
利右衛門		利右衛門		弥兵衛		弥兵衛	⑭	△
里兵衛		利兵衛						
四郎左衛門		四郎左衛門		茂右衛門		茂右衛門	①	○
惣兵衛		惣兵衛		惣兵衛		惣兵衛	⑥	○
弥五兵衛		弥五兵衛		利兵衛		利兵衛	③	○
喜兵衛		喜兵衛		喜兵衛		喜兵衛	⑳	○
		七右衛門						
茂右衛門		茂右衛門		清左衛門		清左衛門	⑮	×
柰左衛門		柰左衛門		柰左衛門		柰左衛門	⑯	×
一郎右衛門		市郎右衛門		市郎右衛門		市郎右衛門	⑲	×
弥惣兵衛		弥惣兵衛		清右衛門		清兵衛	㉑	×
平右衛門		平右衛門		甚兵衛		甚兵衛	㉒	×
			<村役人>	又市		又市	⑫	△

前の組合区分が現在の組合の区分原理となっていることを示しており、また新しい家々を除いた組合の家数は上の組合が4軒、中の組合が5軒、下の組合が5軒となるので、近世の五人組であった可能性を示していよう。

そこで、近世の五人組の編成区分を検討しよう。現在の家々から系譜をさかのぼって、その五人組の編成をみると、表30のようになり、現在の3区分は寛政元年(1789)の「五人組合帳」の区分とほとんど完全に一致する。ただ中の組合の⑳だけがつながらない。これは当時この家が村役人となっており、組合に登録されず、別記されているためである。恐らく、実際には現在の区分のように、中の組合に帰属していたであろう。この区分はそのままそっくり天明3年(1783)の「五人組合帳」にさかのぼる。ところが、それよりも30年前の宝暦3年(1753)の「五人組合帳」の区分には必ずしもつながらない。しかし、それよりさらに50年前の正徳4年(1714)の「五人組組合帳」と宝暦3年のとはほぼ一致している。そうすると、五人組の区分は宝暦3年から天明3年の間に変更された以外には相当長期間固定化していたことになる。ところで、この宝暦から天明への区分の変化もそれほど大きなものではない。中の組合(△)と下の組合(×)は、それぞれの中の3軒が同じ組み合わせで宝暦年間へもさかのぼれるのであり、その連続性は強い。それに対して、上の組合(○)では半分の2軒のみが宝暦まで組み合わせをさかのぼらせ、他の2軒はそれぞれ別の五人組に属するように

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

なっている。この宝暦から天明への再編成は、この上の組合の非連続性が基本となっているといえる。そして、これは宝暦3年にあった弥五兵衛が明和年間につぶれて消えたことと、七右衛門が村役人になったことをきっかけにして、おこなわれたものであろう。弥五兵衛の跡の補充として③利兵衛が組み入れられた。他の変化は、⑩甚兵衛と⑧平右衛門、①茂右衛門と⑬清左衛門の所属交換である。この交換は、結果から判断すれば、地域的に離れていた家々を交換して、地域的なまとまりのある五人組にしようとしたものといえる。宝暦年間までの五人組の組み合わせは、各組合が互いに混在しているのである。しかし、その区分の原理ははっきりしない。系譜関係によってそれほど規定されていないことは明らかである。むしろ、馬引沢の家々を適当に飛び離れる形で組み合わせ、わざと混在させているものと考えられる。いずれにしても、単純に系譜関係とか同族関係、あるいは近隣関係による区分とはいえない。政治的に編成されたものであり、必要に応じて再編成されうるものであった。しかし、この五人組は五人組帳前書や諸請書に書かれている相互監視と年貢納入の連帯責任だけでなく、互いの生活を維持するための生活互助組織として大きな存在であったのである。現在の組合の諸機能は家の維持存続にとって必要不可欠なものであり、家の成立当初からなければならなかったものである。五人組は恐らく近世初頭から存在するものであり、その組み合わせに変更があっても、その諸機能を分担する組織としてそれぞれの時期の五人組が活動したであろう。そして天明期の五人組の区分が現在まで生きているのである。

〈c〉 **地親類** 講中と組合は葬儀のときの活動が中心であり、葬式組として把握できる。それに対して、地親類は葬儀のときもその執行の総括責任者となって活動するが、その他あらゆる家の行事に関係する。婚礼のとき、相手の家へユイノウ（結納）を持参するの仲人と地親類であり、式のとりしきりも地親類の仕事である。したがって、馬引沢に居住し永続的に一軒前のつきあいをするためには地親類が絶対必要である。

地親類は、特定の家にとって1軒である。その地親類は特定の家世代を超越して固定されている。いつのころからかそのような関係にあるのであり、勝手に当主の判断やつきあい関係で変更することはできない。この地親類の関係を整理すると図5のようになる。

25軒のうち、本村から分家してきて2代目の富沢家には地親類は設定されていないので、24軒の家が地親類の関係をむすんでいることになる。そのむすび方の形は、特定の家が一方的に他の特定の家への地親類をするのと、2軒の家がペアとなって相互に

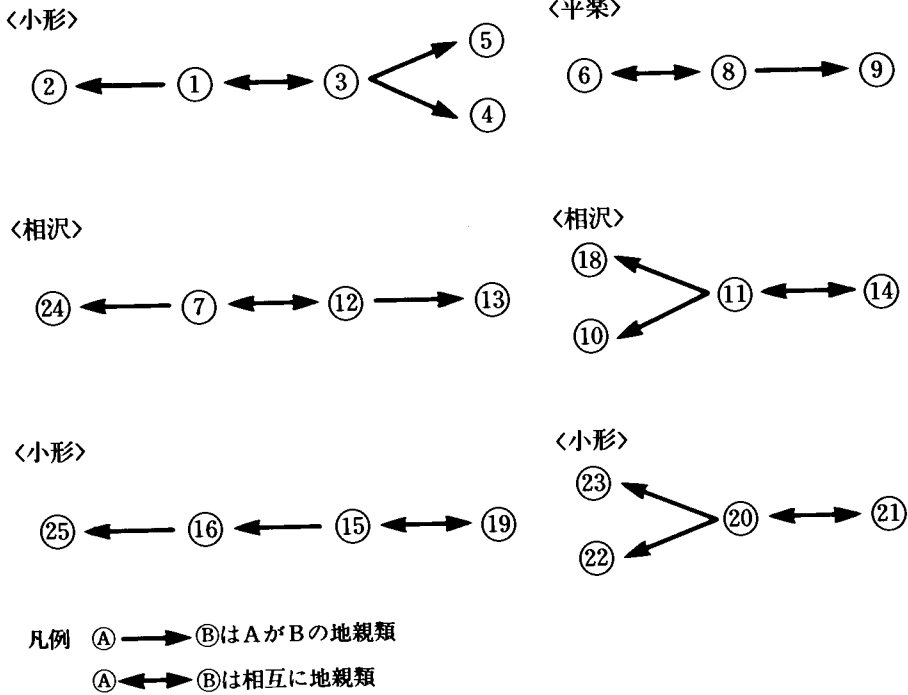


図5 地親類の関係

地親類の役をやり合うのことがある。どちらにしても、地親類は自分の家にとっては特定の1軒のみである。しかし、他家の地親類になるのは1軒とはかぎらない。もちろん、他の家の地親類にまったくなっていない家も多い。そして、逆に、何軒もの家の地親類になっているのも多い。後者の例としては、③、⑪、⑳がある。いずれも相互の関係も含めて3軒の地親類となっている。それを③の例でみれば、③の地親類は①であるが、③を地親類としているのは①、④、⑤の3軒なのである。また、ある家から一方的に地親類をやってもらいながら、自分は他の家の地親類になっているのもある。たとえば⑯は⑮を地親類にしているが、自分は㉕の地親類になっているのである。このように連鎖状に地親類はつながっている。この連鎖状のまとまりは6グループとなる。小形姓が3、相沢姓が2、それに平楽姓1である。しかし、このまとまりはあくまでも見せかけのものであり、これらの家々が一つの団体として共同の行事をしたり、冠婚葬祭にあたり仕事を分担することはないのである。社会関係があるのは、自分の家の地親類か、自分が地親類になっている家という、直接的関係にある家だけである。単純に同族団としてこの同姓の家々や地親類の連鎖状につながる家々を把握することはできない。

地親類は特定の1軒が超代的に固定的に決まっているのであるが、その地親類に

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

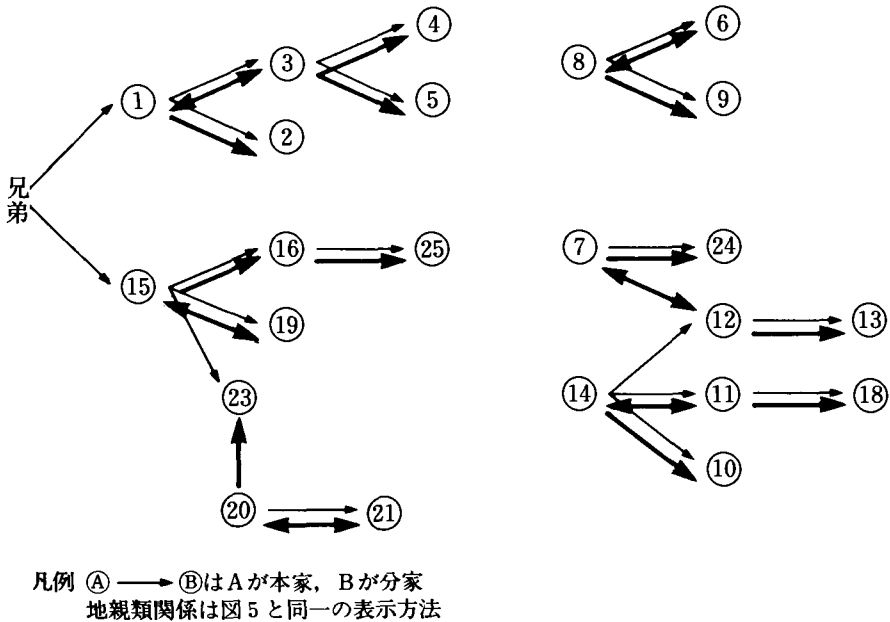
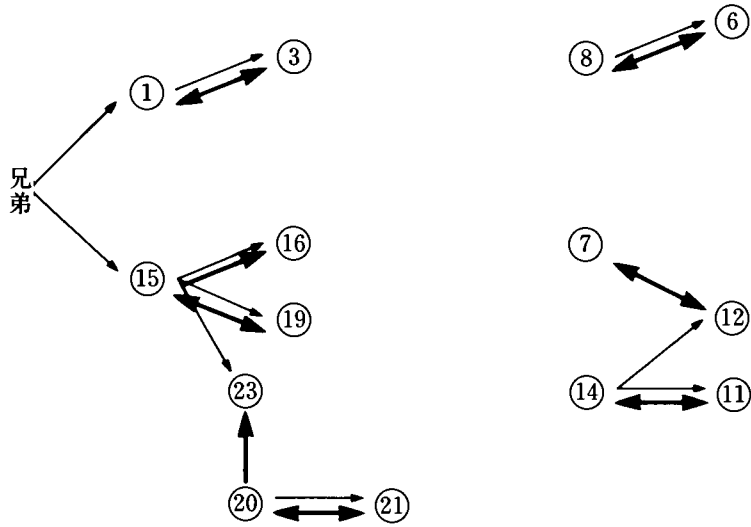


図6 系譜伝承と地親類

はどのような家になっているのであろうか。それについての現在の馬引沢の人々の認識は、分家の地親類には本家になり、本家の地親類はその第1の分家であるイチワカレ（一別れ）がやるものだという。ところが、現在の馬引沢の各家はかならずしも明確に相互の系譜関係や本分家関係を認知していない。地親類については1人の人からほとんど全部の家の地親類の関係を聞くことができるが、系譜関係を1人の人から聞くことができるのはその家のことだけであり、それも相互に認知した関係としてではなく、あいまいな伝承のみである。はっきりしているのは明治以降の3世代ぐらいの本分家関係である。そこで一応、何人もの人から聞いた本分家関係を総合して表示化すれば図6のようになる。これはもちろん相互認知をかならずしも伴っていないし、本分家関係でつながった家々が団体として存在するわけではない。図をみると、本分家関係と地親類関係は対応しており、本家が分家の地親類となり、本家の地親類には分家の中の1軒になっているものと考えられ、先の馬引沢の人の表現も当たっているように見える。しかし、㉒と㉓、⑦と⑫の地親類関係が本分家関係の伝承を伴っていないことは注目すべきことである。そして、この本分家関係を歴史的にさかのぼって、近世における本分家関係に注目すれば、現在の馬引沢の人がいうような、分家の地親類は本家、本家の地親類は分家の中の1軒という形は少なくなってしまう。明治以降に形成された家々を除外して、近世成立の家について、その本分家関係の伝承と



凡例 表示方法は図5, 6に同じ

図7 近世成立の家の系譜伝承と地親類

地親類の関係を図示すると図7のようになる。これによれば、先祖が兄弟であったという①と⑮を除いて、本分家関係として伝承されているのは8例であるが、そのうち6例が地親類関係を形成している。その6例の中で一方的な地親類関係は⑮と⑯の間のみで1例にすぎない。他の5例はすべて2軒の家が相互に地親類になり合っている。そして、⑳と㉓、㉑と㉒のように、本分家関係の伝承をもたない地親類関係もある。このことは、現在の馬引沢の人がいう、分家の地親類は本家、本家の地親類はイチワカレという表現が分家が多く出てきた段階での認識であると推測せしめるのである。近世における地親類の関係は、系譜関係のある2軒の家が相互に地親類になり合っていたものといえる。それが本分家意識を伴っていたかどうかははなはだ疑わしい。先に利用した享保12年の「系譜書」と現在聞くことができる伝承との間に相当のずれがあり、⑮からの分家と伝えられる⑯、⑰の2軒は、「系譜書」によればまず⑮から⑰が分立し、その⑰から⑯が分家したとしているし、現在本分家関係を伝えない㉑と㉒の関係を、「系譜書」は㉒から㉑が別れたとしている。また㉓から㉒が別れたと伝承されているが、「系譜書」の記載は逆である。以上のことは、現在の伝承が非常に不安定なものであり、その家々の成立過程までさかのぼりえないことを示している。家が成立してくる過程は本分家関係としてではなく、まさに相互に役割をはたす地親類としてであったのである。㉑と㉒が今に地親類関係のみを示しているのはその

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

ことと関連するであろうし、伝承と「系譜書」の食い違いも、系譜関係の意識が後来的なもので不安定であることを示しているのであろう。明治以降に多くの分家が創出され、それらが一方的な地親類を形成してくる中で、むしろ旧来の家々についても系譜関係を改めて意識し、あるいは作り出してきて、全体として地親類は本分家関係によって規定されているかのような解釈がなされるようになったのであろう。現在の馬引沢の人がいう地親類の理解はごく近年のものと考えられる。

(3) 互助組織の歴史的性格

馬引沢の村落組織は、月番・年番に示されるような「番」的な組織原理に立ち、個別の生活互助においては地親類・組合・講中という系譜関係と近隣関係がまわりついた諸組織の重層の上になりたっていた。このような家連合のあり方はいずれも近世的なあり方に規定されていることを、すでに若干明らかにしてきたのであるが、以下においてより具体的に検討しよう。

現在の馬引沢に存在する諸社会組織およびそれに支えられて保持されている諸民俗行事は歴史的に継承されてきたものであるが、その歴史的深度は馬引沢において社会組織を形成する家々が成立するまでの過去を最大限とする。家々が成立する以前まではさかのぼりえない。したがって、月番・年番を中心に運営される村組織、講中・組合・地親類の重層による生活互助組織のいずれも近世初頭以降のものである。しかし、それぞれ別々に形成された可能性もあり、家々の成立と同時的に月番・年番・講中・組合・地親類が成立したとはこれだけではかならずしもいえない。その点を検討しよう。これらの諸組織を貫いている特質は、それを構成する家が同じように互いに義務を負担するということである。このような等量的負担に基づいて諸組織が運営されることにより、馬引沢に居住する家々はその維持存続を可能にしてきたのである。これらの村落組織や生活互助組織は各家にとって絶対に必要不可欠の存在であった。したがって、この諸組織のうちいくつかが後時の出現であるとするれば、他の構成原理、すなわち非等量的負担としての家格、階層、身分、所有などを原理とする組織が、その代わりとしてなければならなかったであろう。しかし、これらの組織のいくつかは等量的負担を原理として、他のいくつかは不等量的負担に基づいて作られ、それらが重層的に存在し、相互補完しているということは無理であろう。これらの等量的負担の諸組織は相互に関連しており、歴史的には同じ条件に規定されて同時的に形成されてきたものと考えらるべきであろう。そして、その条件は、当然それを構成する家々の成立過程の中にあると予想される。しかし、現在残されている文書史料の中に

は、地親類や組合のあり方を直接示している史料はない。

現在の家々をその田畑の継承をさかのぼらせつつ、享保12年の「系譜書」を参考にして、その成立過程を確定し、それと組合・地親類との関係をみると図8のように整理される。ここに示した分立年代は、先に検討した結果により、年貢を完全に別に負担するに至った年代ではなく、連名で負担したとき、あるいは田のみ分割して負担したときの年代である。これで明らかなことは、第1に相互に地親類になっている2軒の家は、⑮と⑲の関係を除けば、いずれも近世において田畑を分けあって成立してきた家々であること、第2に、伝承や系譜書がいう家々の出発となった四郎左衛門との関係は、⑮と⑲を除けば、地親類になっていないことである。以上の2点は、現在の系譜伝承を操作して得た結果(図6参照)とも一致する。地親類の関係は17世紀後半における田畑のほぼ等しい分割によって出てきた家々の関係である。したがって、地親類はこのようなほぼ均等分割という家の成立過程の特質に規定された社会関係といえる。ある家が所持する基本的生産手段である田畑をほぼ等しく分け合って登場した2軒は、その間に特に大きな社会的経済的差を作らなかった。ほぼ同じような規模、同じような条件で家を維持存続させることとなった。そこで分立した家は互いに冠婚葬祭その他あらゆる面で援助し合うという形をとった。そこに地親類が成立したのである。それは2軒の間だけのことではなかったであろう。同時的に3分立した⑩、⑫、⑭の家々についても恐らく相互に手伝い関係が形成されたであろう。しかし、後になり⑫が均等分割して⑫と⑦に分立したため、この2軒の間に地親類関係が形成され、2軒ずつのペアに分裂したものと考えられる。馬引沢では家を維持存続するためにはかならず1軒は地親類を必要としたのであるから、新しい家もそれまでの社会組織に組み込まれ編成されざるをえなかったのである。なお、⑳の地親類が㉑になっているのは、図に示したように、寛政年間に1回つぶれており、それを㉑の家から人が入って再興したため、その本家にあたる㉑が地親類になっているのである。また⑮と⑲の関係については理解できない。均等分割をしたのは⑲と⑯であり、その間に相互に地親類の関係があってもよさそうであるが、このように⑮と⑲が相互になって、⑯の地親類は⑮という一方的な関係を形成しているのは、⑲がかつての分付主四郎左衛門の嫡系の家であり、その特殊性が表出しているのであろう。

講中→組合→地親類という序列を形成して家々の生活互助組織になっているのであるから、組合や講中のあり方もこの地親類のあり方に規定されている。組合、講中の生活互助組織としての形成もこの地親類の成立を前提として、それに対応し機能を分担するべく出現したものと考えられよう。このような等量負担の生活互助組織はやは

5. 馬引沢の村落構成と互助組織

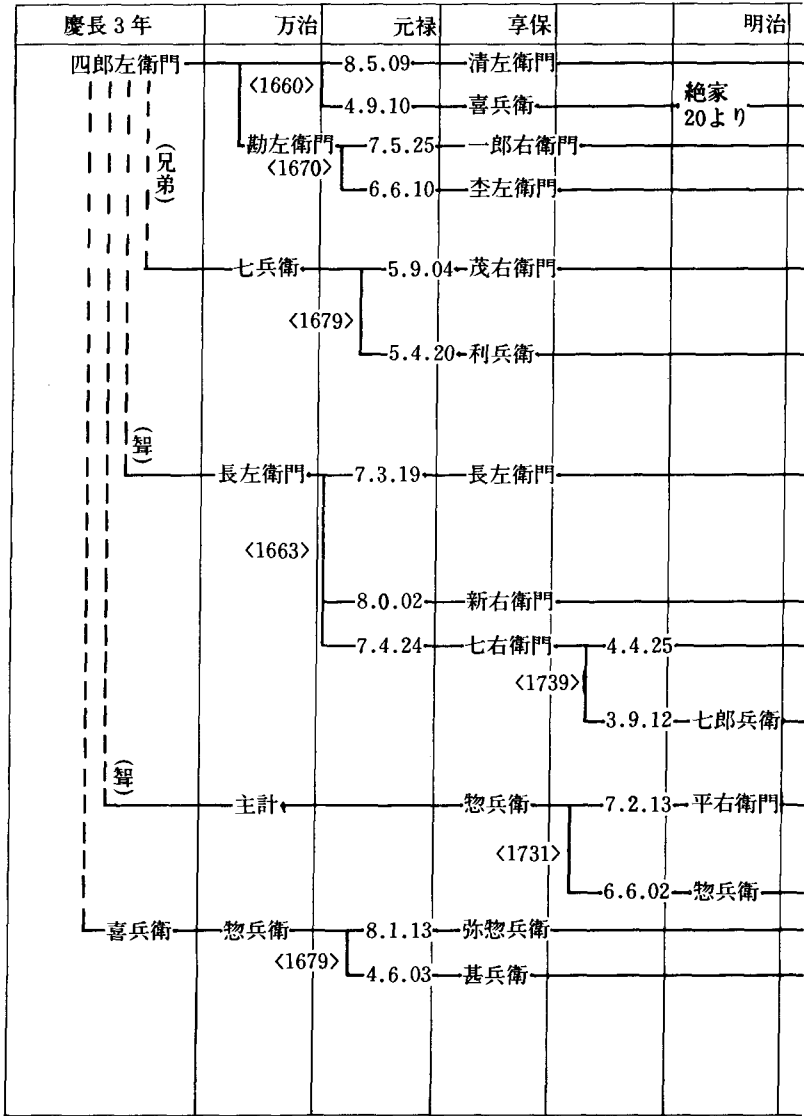


図8 家々の形成過程と

(注) < > は家の分立年代。数字は分立時の田畑屋敷面積。

	姓	屋号	家番号	地親類	組合
	小形	(清左衛門)	15		×
	"	シ ン ヤ	23		○
	"	(市郎右衛門)	19		×
	"	(空左衛門)	16		×
	"		25		×
	"	カ サ	1		○
	"		2		○
	"	ム コ ウ	3		○
	"		4		○
	"		5		○
	相沢	ニ イ ヤ	11		△
	"		18		△
	"		10		△
	"	シ タ	14		△
	"	モ チ ヤ	12		△
	"		13		△
	"	インキョ	7		△
	"		24		△
	平楽	(平右衛門)	8		△
	"		9		△
	"	(惣兵衛)	6		○
	小形	オーシモ	21	×	
	"	シ モ	20	×	
	永井	永 井	22	×	

屋号の()は世襲名的なものを示す。

社会関係

6. 要 約

り地親類に規定されており、さらには田畑を等しく分け合って成立してきたという家の成立過程に規定されているのである。家格、階層、本分家関係という上下の秩序関係が柱となって生活上の諸組織は形成されなかったのであり、この中で年番、月番による村落運営も確立したものといえよう。

このことを逆にみれば、このような形で家々が成立する以前は、他の社会関係を秩序の柱にして生活が維持されていたことを推測させる。それは「系譜書」や伝承に表現されている兄弟や聳という形での本分家関係として後には認識されるに至った社会関係であったと考えられる。年貢負担者を権力側が把握する中で、この社会関係を分付記載としたのである。したがって、この分付記載が万治2年で消失することは、家の維持存続のあり方が大きく変化したことを示しているものといえよう。

中世末から万治年間にかけての馬引沢における家々の維持存続は、分付主として検地帳に出てくる、かつての名主百姓の四郎左衛門と庇護奉仕の関係を結ぶことによってなされていた。それが、個々の百姓の家が庇護奉仕の関係を断ち切って自立し、その中で田畑を分割し、家を増加させていくことにより、その分立した家の相互の関係として生活互助組織を形成した。この間にかつての名主百姓の四郎左衛門家も同様に田畑を分割し、他の家々と変わらないものになっていった。

このようにして成立した馬引沢の家々の構成は、それを支える農業生産に大きな変更が加えられないかぎり存続し、その伝統は現在にもなおその姿を明確に示しているのである。

6. 要 約

多摩丘陵の北側の浸食谷と多摩川の低地に広がる多摩市連光寺における近世的秩序の展開と、その家々の社会関係を明らかにしようとした。以下でそれを再構成して要約しておく。

①中世末における連光寺は一つの郷であり、5人の名主百姓が富沢修理家を中心に連合し、小百姓を支配し、自らも譜代下人、従属百姓を使用して農業経営をしていた。

②慶長3年の検地により、名主百姓を中心にして年貢負担者が把握されたが、その分付記載が示すようにその下にいた小百姓も名前を登録され、慶長末年にはそれぞれ別々の年貢負担者となって、5人の分付主と共に名前を並べるに至った。その合計は14軒であった。

③14軒から近世村落としての連光寺村は出発した。それは基本的には親族員が田畑

を分割して家数を増加させていくものであり、50年を経た万治年間に30軒ほどになり、それ以降急激に家数を増加させ、17世紀末に60軒余の家で構成される村となった。この家々の内部は直系親族を中心にした家成員によって構成され、それが5反～1町歩の規模を標準的に所持し、農業経営をしていた。

④家々の増加の過程は、慶長検地に登場した70人余の分付百姓がそれぞれ1軒の家になっていくのではなく、分付主に従属してはいたがすでに経営体として存在していた小百姓が自立していくと共に、それらの自立した家が新たに開発した田畑を合せた全体を分割し合いながら、同程度の規模の百姓として登場しつつ、家数を増加させたものである。特に17世紀後半にそれは集中している。慶長検地の分付百姓の多くは経営体を形成して自立することなく、主家に従属した状態で肉体的消滅を迎えた。そのことは譜代下人がずっと後まで存在したことによって判明する。

⑤家々の分立による増加の過程は集落の成立過程であった。慶長検地の段階は散村ともいうべき形態であったが、それが屋敷地を移動させ、より広い谷戸の斜面に出てくると共に、周辺に新しい家が成立して、一つのまとまった集落景観をなすようになった。

⑥現在の連光寺内の1集落である馬引沢は社会的意味をもつ一つの村落として存在している。その内部構成は年番、月番が表現しているように各戸が等量の負担をする形であり、このことは各家にとっての互助組織である講中、組合についてもいえる。

⑦永続的に馬引沢に居住する家はかならず1軒の地親類をもたなければならない。地親類はその家の冠婚葬祭を中心にしたあらゆることを世話してくれるものであるが、その家は超世代的に固定している。そのあり方は、2軒の家が相互に地親類になり合うものと、1軒の家が一方的に他の家の地親類になるものがあり、後者は明治以降に成立した家においてみられ、近世に成立した家々の間では前者が基本的形態であった。したがって、地親類も本来は等量負担の組織であった。

⑧地親類は同族団ではない。先祖を共通にする家々が社会関係をもつという点では系譜的關係であるが、それは本分家の支配従属の關係ではない。2軒の家の關係として存在し、しかもそれは連鎖状に拡大するのであり、全体として一つの団体として活動することはない。

⑨講中、組合は近世において存在した組織であるが、地親類も近世における成立であり、その相互になり合う關係は、その家が田畑をほぼ等しく分割して成立してきたという特質によって規定されているものであった。地親類→組合→講中という生活互助組織の序列は、田畑の分割による成立という家々の形成過程に規定されている。そ

6. 要 約

してそれが村落全体のあり方も規定した。

⑩逆にみれば、このようにして家々が成立するまでは分付主として顔を出した名主百姓との庇護奉仕の関係を小百姓は結ぶことによって維持存続していた。それが17世紀中頃に最終的に解体し、地親類・組合・講中の組織による生活互助に変化したのである。

註

- (1) 福田アジオ「近世前期南関東における分割相続と家——武蔵国久良岐郡永田村——」(『国立歴史民俗博物館研究報告』6, 1985)。
- (2) 「田畑其外反別取調野帳」(明治8年作成)
- (3) 「武蔵国南多摩郡連光寺村誌」(明治20年前後の作成)
- (4) その文書目録と解説が『文部省史料館所蔵目録』第6号に収録されている。この目録からうけた恩恵は量り知れないものがある。記して感謝の意を表したい。
- (5) 安沢秀一「近世村落形成期における新開と入会」(『三田学会雑誌』48巻2号, 1955), 「近世村落形成期に於ける年貢について」(同誌49巻2号, 1956), 「近世村落形成期における年貢負担者について」(同誌50巻3号, 1957), 「徳川期における農家継承の経済的条件」(『桃山学院大学経済学論集』4巻1・2合併, 1962) および以上の研究の集大成としての『近世村落形成の基礎構造』1972。
- (6) 『吾妻鏡』(新訂増補国史大系本) 前編71～72ページ。
- (7) 杉山博・萩原龍夫編『武州古文書』上, 1975, 350～351ページ。
- (8) 『静岡県史料』1966, 第2輯・第3輯参照。
- (9) 多摩丘陵のいわゆる谷戸村落が、近世の領主権力によって低生産力の地域と認定されていたことは、検地の石盛によく示されている。この点については馬場憲一「近世における谷戸村落の生産基盤—武蔵国多摩丘陵村落の農業と農間余業を中心に—」(『学芸研究紀要』1, 1984) を参照。
- (10) 安沢前掲「近世村落形成期における年貢負担者について」参照。
- (11) この検地帳の記載形式は地方史研究協議会編『近世地方史研究入門』1955, 48～49ページに写真がある。
- (12) 中世末の連光寺郷の構造を析出する意図もここにはあるので、新田の名請人の記載は除外した。検地帳の第3冊はすべて新田であり、そこには他の帳面の分付百姓が自分の名前のみで名請しているのが多い。ここにもやはり新しい村落の形成過程が示されている。
- (13) 北島正元『江戸幕府の権力構造』1964, 第2章参照。
- (14) 「享保丁未年村中先祖ゆ(後欠)」(以後「系譜書」と記す)。これは、最末尾に寄合の座席の図を記しており、恐らくこれを作成するために家々の系譜を調べたものであろう。その点で村における政治的関係を示すもので、かならずしも事実を伝えているわけではないと考えられるが、一応100年間の系譜については大きくはまちがっていないと思われるので、これ以降しばしば利用する。
- (15) 慶長3年検地の反別は48町歩であり、慶長16年の総石高は214石であるから、平均すれば1町歩=4.5石となる。したがって、将監、源六郎、惣右衛門はその規模において対応する。それに対し修理は慶長3年には18町5反であるから、80石ほどになっていいはずであるが、慶長16年には半分の40石となっているのである。
- (16) 註⑩参照。隣接の関戸郷は「村切」によって、関戸村、上和田村、中和田村、寺方村など8か村に分村する。
- (17) 他に2軒の2組夫婦関係のある家が存在する。これは当主夫婦とその弟夫婦で構成されて

いる。

- (16) 安沢は前掲「近世村落形成期における新開と入会」で同じくこの人別帳を分析し、2夫婦が1戸の中にあるものが20軒で、これを単純でない構成の家としており、その複合家族の実例として掲げているのは下河原の1軒であるが、それは親・子・孫の3代の嫡系に夫婦関係があるもので、これはもっとも単純な形といえる。決して複合家族ではない。ここで分析したように、ほとんどの家が直系親族を中心にした単一の家であり、次に示すような非親族の下人を含むことにより4分の1ほどの家がやや複雑な構成になっているにすぎない。
- (17) 年季の年数は、女子は1年と3年、男子は2年が2人、5年が3人、6年1人、10年1人となっている。
- (18) 貢租組という言葉は史料上には出てこない。この組を分析した安沢の用語であるが、ここでもそれに従う。安沢前掲「近世村落形成期における年貢負担者について」参照。
- (19) 安沢は前掲「徳川期における農家継承の経済的条件」で、この確認書を史料として分析を加えて、圧倒的に不均等分割であることを示しているが、このような確認書を作成することは当時の家々の分立では特別な事例であり、簡単に一般化しえないであろう。多くの分立が均等分割に近いことは本稿が示すとおりである。
- (20) 『新編武蔵風土記稿』（大日本地誌大系本）5、1957、99ページ。
- (21) 1961年以降、当時の多摩村全体の神社の祭礼を9月第2日曜日に統一したため、変更された。
- (22) 五人組が生活互助組織として存在したことは、現在の民俗において、五人組の継承と考えられる組合が冠婚葬祭等に大きな役割をはたしていることから判る。その点については他の村落の具体例を報告したことがある。福田アジオ「地分け・組合・講中」(神奈川県立博物館『相模川流域の民俗』1968、所収)、「地分けと組合」(同『串川・中津川流域の民俗』1969、所収)等。
- (23) 近世的村落秩序の形成が屋敷の移動による集村化現象を伴ったことは、従来可能性としては指摘されていたが(橋本玲子「近世村落の成立」古島敏雄編『日本経済史大系』3、1965、所収)、実証されることはなかった。ここで明らかになったことは、特殊馬引沢のみのことではなく、「小農」の展開による村落の形成過程として一般化できると考える。検地帳以下の諸史料によって現在の地表上への復元作業をすれば、他の多くの村落においても集落の移動、形成があったことを明らかにできるのでなかろうか。
- (24) 村落の内部組織が講中・組合と編成されているのは南関東では一般的である。これについての近隣地域の事例を記述したものとしては、同じくニュータウン地域内の八王子市別所を分析した福田敏一「民俗の変容と地域形成の問題―事例：旧武蔵国多摩郡別所村―」(『東京都埋蔵文化財センター研究論集』3、1985)がある。なお、別所にも地親類はあるが、その関係は不明確なようである。

付記 富沢家文書の閲覧にあたっては、文部省史料館(現国文学研究資料館史料館)の浅井潤子氏に大変お世話になり、また種々ご教示をえた。連光寺、特に馬引沢の民俗調査に際しては地元の多くの方にお話をうかがった。記して感謝申し上げますと共に、本稿が既に伝統的集落景観と民俗を完全に失ってしまった地域のかつての姿を皆様が思い出すすべくなれば幸いです。

(本館民俗研究部)